

38」人工腎臓を算定できる。

(5) 関係学会のガイドラインを参考に在宅血液透析に関する指導管理を行うこと。 —

C103 在宅酸素療法指導管理料

(1) チアノーゼ型先天性心疾患に対する在宅酸素療法とは、ファロー四徴症、大血管転位症、三尖弁閉鎖症、総動脈幹症、単心室症などのチアノーゼ型先天性心疾患患者のうち、発作的に低酸素又は無酸素状態になる患者について、発作時に在宅で行われる救命的な酸素吸入療法をいう。

この場合において使用される酸素は、小型酸素ポンベ（500リットル以下）又はクロレート・キャンドル型酸素発生器によって供給されるものとする。

(2) 保険医療機関が、チアノーゼ型先天性心疾患の患者について在宅酸素療法指導管理料を算定する場合には、これに使用する小型酸素ポンベ又はクロレート・キャンドル型酸素発生器は当該保険医療機関が患者に提供すること。なお、これに要する費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

(3) 「その他の場合」に該当する在宅酸素療法とは、諸種の原因による高度慢性呼吸不全例、肺高血圧症の患者又は慢性心不全の患者のうち、安定した病態にある退院患者及び手術待機の患者について、在宅で患者自らが酸素吸入を実施するものをいう。

(4) 「その他の場合」の対象となる患者は、高度慢性呼吸不全例のうち、在宅酸素療法導入時に動脈血酸素分圧55mmHg以下の者及び動脈血酸素分圧60mmHg以下で睡眠時又は運動負荷時に著しい低酸素血症を来す者であって、医師が在宅酸素療法を必要であると認めたもの及び慢性心不全患者のうち、医師の診断により、NYHAⅢ度以上であると認められ、睡眠時のチェンストークス呼吸がみられ、無呼吸低呼吸指数（1時間当たりの無呼吸数及び低呼吸数をいう。）が20以上であることが睡眠ポリグラフィー上確認されている症例とする。この場合、適応患者の判定に経皮的動脈血酸素飽和度測定器による酸素飽和度を用いることができる。

ただし、経皮的動脈血酸素飽和度測定器、区分番号「D223」経皮的動脈血酸素飽和度測定及び区分番号「D223-2」終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定の費用は所定点数に含まれており別に算定できない。

(5) 在宅酸素療法指導管理料の算定に当たっては、動脈血酸素分圧の測定を月1回程度実施し、その結果について診療報酬明細書に記載すること。この場合、適応患者の判定に経皮的動脈血酸素飽和度測定器による酸素飽和度を用いることができる。ただし、経皮的動脈血酸素飽和度測定器、経皮的動脈血酸素飽和度測定及び終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定の費用は所定点数に含まれており別に算定できない。

(6) 在宅酸素療法を指示した医師は、在宅酸素療法のための酸素投与方法（使用機器、ガス流量、吸入時間等）、緊急時連絡方法等を装置に掲示すると同時に、夜間も含めた緊急時の対処法について、患者に説明を行うこと。

(7) 在宅酸素療法を実施する保険医療機関又は緊急時に入院するための施設は、次の機械及び器具を備えなければならない。

ア 酸素吸入設備

イ 気管内挿管又は気管切開の器具

ウ レスピレーター

エ 気道内分泌物吸引装置

- オ 動脈血ガス分析装置（常時実施できる状態であるもの）
- カ スパイロメトリー用装置（常時実施できる状態であるもの）
- キ 胸部エックス線撮影装置（常時実施できる状態であるもの）

(8) 在宅酸素療法指導管理料を算定している患者（入院中の患者を除く。）については、区分番号「J024」酸素吸入、区分番号「J024-2」突発性難聴に対する酸素療法、区分番号「J025」酸素テント、区分番号「J026」間歇的陽圧吸入法、区分番号「J026-3」体外式陰圧人工呼吸器治療、区分番号「J018」喀痰吸引、区分番号「J018-3」干渉低周波去痰器による喀痰排出及び区分番号「J026-2」鼻マスク式補助換気法（これらに係る酸素代も含む。）の費用（薬剤及び特定保険医療材料に係る費用を含む。）は算定できない。

C104 在宅中心静脈栄養法指導管理料

- (1) 在宅中心静脈栄養法とは、諸種の原因による腸管大量切除例又は腸管機能不全例等のうち、安定した病態にある患者について、在宅での療養を行っている患者自らが実施する栄養法をいう。
- (2) 対象となる患者は、原因疾患の如何にかかわらず、中心静脈栄養以外に栄養維持が困難な患者で、当該療法を行うことが必要であると医師が認めた者とする。
- (3) 在宅中心静脈栄養法指導管理料を算定している患者（入院中の患者を除く。）については、区分番号「G005」中心静脈注射の費用は算定できない。
- (4) 在宅中心静脈栄養法指導管理料を算定している患者については、当該保険医療機関において区分番号「C001」在宅患者訪問診療料を算定する日に行った区分番号「G001」静脈内注射及び区分番号「G004」点滴注射の費用（薬剤及び特定保険医療材料に係る費用を含む。）は算定できない。

C105 在宅成分栄養経管栄養法指導管理料

- (1) 在宅成分栄養経管栄養法とは、諸種の原因によって経口摂取ができない患者又は経口摂取が著しく困難な患者について、在宅での療養を行っている患者自らが実施する栄養法をいう。このうち在宅成分栄養経管栄養法指導管理料算定の対象となるのは、栄養維持のために主として栄養素の成分の明らかなもの（アミノ酸、ジペプチド又はトリペプチドを主なタンパク源とし、未消化態タンパクを含まないもの。以下同じ。）を用いた場合のみであり、栄養維持のために主として単なる流動食（栄養素の成分の明らかなもの以外のもの。）を用いており、栄養素の成分の明らかなものを一部用いているだけの場合や単なる流動食について鼻腔栄養を行った場合もの等は該当しない。
- (2) 対象となる患者は、原因疾患の如何にかかわらず、在宅成分栄養経管栄養法以外に栄養の維持が困難な患者で、当該療法を行うことが必要であると医師が認めた者とする。
- (3) 在宅成分栄養経管栄養法指導管理料を算定している患者（入院中の患者を除く。）については、区分番号「J120」鼻腔栄養の費用は算定できない。 —

C105-2 在宅小児経管栄養法指導管理料

- (1) 在宅小児経管栄養法とは、諸種の原因によって経口摂取が著しく困難な15歳未満の患者又は15歳以上の患者であって経口摂取が著しく困難である状態が15歳未満から継続しているもの（体重が20キログラム未満である場合に限る。）について、在宅での療養を行っている患者自らが実施する栄養法をいう。
- (2) 対象となる患者は、原因疾患の如何にかかわらず、在宅小児経管栄養法以外に栄養の維

持が困難な者で、当該療法を行うことが必要であると医師が認めた者とする。

(3) 在宅小児経管栄養法指導管理料を算定している患者（入院中の患者を除く。）については、区分番号「J120」鼻腔栄養の費用は算定できない。

C106 在宅自己導尿指導管理料

(1) 在宅自己導尿とは、諸種の原因により自然排尿が困難な患者について、在宅での療養を行っている患者自らが実施する排尿法をいう。

(2) 対象となる患者は、下記の患者のうち、残尿を伴う排尿困難を有する者であつて在宅自己導尿を行うことが必要と医師が認めた者とする。

ア 諸種の原因による神経因性膀胱

イ 下部尿路通過障害（前立腺肥大症、前立腺癌、膀胱頸部硬化症、尿道狭窄等）

ウ 腸管を利用した尿リザーバー造設術の術後

(3) 在宅自己導尿指導管理料を算定している患者（入院中の患者を除く。）については、区分番号「J064」導尿（尿道拡張を要するもの）、区分番号「J060」膀胱洗浄、区分番号「J060-2」後部尿道洗浄（ウルツマン）及び区分番号「J063」留置カテーテル設置の費用（薬剤及び特定保険医療材料に係る費用を含む。）は算定できない。

C107 在宅人工呼吸指導管理料

(1) 在宅人工呼吸とは、長期にわたり持続的に人工呼吸に依存せざるを得ず、かつ、安定した病状にあるものについて、在宅において実施する人工呼吸療法をいう。 　

(2) 次のいずれも満たす場合に、当該指導管理料を算定する。

ア 患者が使用する装置の保守・管理を十分に行うこと（委託の場合を含む。）。

イ 装置に必要な保守・管理の内容を患者に説明説明すること。

ウ 夜間・緊急時の対応等を患者に説明すること。

エ その他、療養上必要な指導管理を行うこと。

~~(3)~~ 対象となる患者は、病状が安定し、在宅での人工呼吸療法を行うことが適当と医師が認めた者とする。なお、睡眠時無呼吸症候群の患者は対象とならない。

~~(4)~~ 在宅人工呼吸療法を実施する保険医療機関又は緊急時に入院するための施設は、次の機械及び器具を備えなければならない。

ア 酸素吸入設備

イ 気管内挿管又は気管切開の器具

ウ レスピレーター

エ 気道内分泌物吸引装置

オ 動脈血ガス分析装置（常時実施できる状態であるもの）

カ 胸部エックス線撮影装置（常時実施できる状態であるもの）

~~(5)~~ 人工呼吸装置は患者に貸与し、装置に必要な回路部品その他の附属品等に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

~~(6)~~ 在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者（入院中の患者を除く。）については、区分番号「J024」酸素吸入、区分番号「J024-2」突発性難聴に対する酸素療法、区分番号「J025」酸素テント、区分番号「J026」間歇的陽圧吸入法、区分番号「J026-3」体外式陰圧人工呼吸器治療、区分番号「J018」喀痰吸引、区分番号「J018-3」干渉低周波去痰器による喀痰排出、区分番号「J026-2」鼻マスク式補助換気法及び区分番号「J045」人工呼吸の費用（これらに係る酸素代を除き、薬

剤及び特定保険医療材料に係る費用を含む。)は算定できない。__

(7) 指導管理の内容について、診療録に記載する。

C107-2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料

- (1) 在宅持続陽圧呼吸療法とは、睡眠時無呼吸症候群である患者について、在宅において実施する呼吸療法をいう。
- (2) 対象となる患者は、以下の全ての基準に該当する患者とする。ただし、無呼吸低呼吸指数が40以上である患者については、イの要件を満たせば対象患者となる。
 - ア 無呼吸低呼吸指数（1時間当たりの無呼吸数及び低呼吸数をいう）が20以上
 - イ 日中の傾眠、起床時の頭痛などの自覚症状が強く、日常生活に支障を来している症例
 - ウ 睡眠ポリグラフィー上、頻回の睡眠時無呼吸が原因で、睡眠の分断化、深睡眠が著しく減少又は欠如し、持続陽圧呼吸療法により睡眠ポリグラフィー上、睡眠の分断が消失、深睡眠が出現し、睡眠段階が正常化する症例
- (3) 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料については、当該治療の開始後1、2か月間の治療状況を評価し、当該療法の継続が可能であると認められる症例についてのみ、引き続き算定の対象とする。
- (4) 保険医療機関が在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料を算定する場合には、持続陽圧呼吸療法装置は当該保険医療機関が患者に貸与する。なお、当該装置に係る費用（装置に必要な回路部品その他の附属品等に係る費用を含む。）については所定点数に含まれ、別に算定できない。

C108 在宅悪性腫瘍患者指導管理料、C108-2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料

- (1) 「在宅における悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法」とは、末期の悪性腫瘍の患者であって、持続性の疼痛があり鎮痛剤の経口投与では疼痛が改善しないため注射による鎮痛剤注入が必要なもの又は注射による抗悪性腫瘍剤の注入が必要なものが、在宅において自ら実施する鎮痛療法又は化学療法をいう。
- (2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフィン製剤、~~ブトルファネール~~製剤、塩酸モルヒネ塩酸塩製剤、~~タエン酸~~フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤を注射又は携帯型ディスポーザブル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、塩酸モルヒネ塩酸塩製剤、~~タエン酸~~フェンタニルクエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式ディスポーザブルタイプの連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。
 - ア 薬液が取り出せない構造であること
 - イ 患者等が注入速度を変えることができないものであることまた、(1)の化学療法とは、携帯型ディスポーザブル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアクセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインターフェロンアルファ製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髄性白血病、ヘアリー細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。
- (3) 対象となる悪性腫瘍の患者が末期であるかどうかは在宅での療養を行っている患者の診療を担う保険医の判断によるものとする。なお、化学療法の適応については、末期でない悪性腫瘍の患者も末期の悪性腫瘍の患者に準じて取り扱う。
- (4) 外来と在宅において化学療法を行うものについては、主に在宅において化学療法を行う

場合は在宅悪性腫瘍患者指導管理料を算定し、主に外来で行う場合には在宅悪性腫瘍患者指導管理料は算定せず、注射手技料及び基準を満たす場合には外来化学療法加算等を算定する。なお、外来で抗悪性腫瘍剤の注射を行い、注入ポンプなどを用いてその後も連続して自宅で抗悪性腫瘍剤の注入を行う等の治療法のみを行う場合は当該指導管理料の対象には該当しない。

- (5) 在宅悪性腫瘍患者指導管理料を算定する月は、区分番号「G003」抗悪性腫瘍剤局所持続注入の費用は算定できない。ただし、抗悪性腫瘍剤局所持続注入に用いる薬剤に係る費用は算定できる。
- (6) 在宅悪性腫瘍指導管理料を算定する月は第6部通則6に規定する外来化学療法加算は算定できない。
- (7) 在宅悪性腫瘍患者指導管理料を算定している患者の外来受診時に、当該在宅悪性腫瘍患者指導管理料に係る区分番号「G000」皮内、皮下及び筋肉内注射、区分番号「G001」静脈内注射、区分番号「G004」点滴注射及び区分番号「G005」中心静脈注射を行った場合の手技料、注射薬（在宅で使用していない抗悪性腫瘍剤も含む。）及び特定保険医療材料の費用は算定できない。ただし、当該在宅悪性腫瘍患者指導管理料に係らない区分番号「G000」皮内、皮下及び筋肉内注射、区分番号「G001」静脈内注射、区分番号「G004」点滴注射及び区分番号「G005」中心静脈注射を行った場合の手技料、注射薬及び特定保険医療材料の費用は算定できる。
- (8) 在宅悪性腫瘍患者指導管理料を算定している患者については、当該保険医療機関において区分番号「C001」在宅患者訪問診療料を算定する日に行った区分番号「G000」皮内、皮下及び筋肉内注射、区分番号「G001」静脈内注射、区分番号「G004」点滴注射及び区分番号「G005」中心静脈注射の手技料、注射薬及び特定保険医療材料の費用は算定できない。

(9) 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料は、在宅悪性腫瘍患者指導管理料を算定する指導管理を受けている患者に対し、当該保険医療機関の保険医と、在宅悪性腫瘍患者指導管理料を算定する保険医療機関の保険医とが連携して、同一日に当該患者に対する悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法に関する指導管理を行った場合に算定する。

(10) 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定する医師は、以下のいずれかの緩和ケアに関する研修を修了している者であること。

ア がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知）に準拠した緩和ケア研修会

イ 緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会（国立がん研究センター主催）等

C109 在宅寝たきり患者処置指導管理料

- (1) 在宅における創傷処置等の処置とは、家庭において療養を行っている患者であって、現に寝たきりの状態にあるもの又はこれに準ずる状態にあるものが、在宅において自ら又はその家族等患者の看護に当たる者が実施する創傷処置（気管内ディスポーザブルカテーテル交換を含む。）、皮膚科軟膏処置、留置カテーテル設置、膀胱洗浄、導尿（尿道拡張を要するもの）、鼻腔栄養、ストーマ処置、喀痰吸引、介達牽引又は消炎鎮痛等処置をいう。
- (2) これに準ずる者とは、「特定疾患治療研究事業について」（昭和48年4月17日衛発第242号）の別紙の第3に掲げる疾患に罹患しているものとして、常時介護を要する状態にあるものを含むものである。

- (3) 在宅寝たきり患者処置指導管理料は、原則として、当該医師が患者に訪問して指導管理を行った場合に算定する。ただし、寝たきりの状態にあるもの又はこれに準ずる状態にあるものが、家族等に付き添われて来院した場合については、例外的に算定することができる。
- (4) 在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者（入院中の患者を除く。）については、区分番号「J000」創傷処置、区分番号「J001-7」爪甲除去（麻酔を要しないもの）、区分番号「J001-8」穿刺排膿後薬液注入、区分番号「J053」皮膚科軟膏処置、区分番号「J063」留置カテーテル設置、区分番号「J060」膀胱洗浄、区分番号「J060-2」後部尿道洗浄（ウルツマン）、区分番号「J064」導尿（尿道拡張を要するもの）、区分番号「J120」鼻腔栄養、区分番号「J043-3」ストーマ処置、区分番号「J018」喀痰吸引、区分番号「J018-3」干渉低周波去痰器による喀痰排出、区分番号「J118」介達牽引、区分番号「J118-2」矯正固定、区分番号「J118-3」変形機械矯正術、区分番号「J119」消炎鎮痛等処置、区分番号「J119-2」腰部又は胸部固定帯固定、区分番号「J119-3」低出力レーザー照射及び区分番号「J119-4」肛門処置の費用（薬剤及び特定保険医療材料に係る費用を含む。）は算定できない。

C110 在宅自己疼痛管理指導管理料

- (1) 在宅自己疼痛管理指導管理料は、疼痛除去のために植埋込型脳・脊髄電気刺激装置を植え埋め込んだ後に、在宅において、患者自らが送信器を用いて疼痛管理を実施する場合に算定する。
- (2) 対象となる患者は難治性慢性疼痛を有するもののうち、植埋込型脳・脊髄電気刺激装置を植え埋め込み、疼痛管理を行っている患者のうち、在宅自己疼痛管理を行うことが必要と医師が認めたものである。――

C110-2 在宅振戦等刺激装置指導管理料

- (1) 在宅振戦等刺激装置指導管理料は、植込型脳・脊髄電気刺激装置を植込んだ後に、在宅において、患者自らが送信器等を用いて治療を実施する場合に、診察とともに治療効果を踏まえ、装置の状態について確認・調節等を行った上で、当該治療に係る指導管理を行った場合に算定する。
- (2) プログラムの変更に係る費用は所定点数に含まれる。
- (3) 計測した指標と指導内容を診療録に記載すること。

C110-3 在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料

- (1) 在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料は、植込型迷走神経刺激装置を植込んだ後に、在宅において、患者自らがマグネット等を用いて治療を実施する場合に、診察とともに治療効果を踏まえ、装置の状態について確認・調整等を行った上で、当該治療に係る指導管理を行った場合に算定する。
- (2) プログラムの変更に係る費用は所定点数に含まれる。
- (3) 計測した指標と指導内容を診療録に記載すること。

C111 在宅肺高血圧症患者指導管理料

「プロスタグランジンI₂製剤の投与等に関する指導管理等」とは、在宅において、肺高血圧症患者自らが携帯型精密輸液ポンプを用いてプロスタグランジンI₂製剤を投与する場合に、医師が患者又は患者の看護に当たる者に対して、当該療法の方法、注意点及び緊急時の

措置等に関する指導を行い、当該患者の医学管理を行うことをいう。

C 1 1 2 在宅気管切開患者指導管理料

- (1) 「在宅における気管切開に関する指導管理」とは、諸種の原因により気管切開を行った患者のうち、安定した病態にある退院患者について、在宅において実施する気管切開に関する医学管理のことをいう。
- (2) 在宅気管切開患者指導管理を実施する保険医療機関又は緊急時に入院するための施設は、次の機械及び器具を備えなければならない。
 - ア 酸素吸入設備
 - イ レスピレーター
 - ウ 気道内分泌物吸引装置
 - エ 動脈血ガス分析装置（常時実施できる状態であるもの）
 - オ 胸部エックス線撮影装置（常時実施できる状態であるもの）
- (3) 在宅気管切開患者指導管理料を算定している患者（入院中の患者を除く。）については、区分番号「J 0 0 0」創傷処置（気管内ディスポーザブルカテーテル交換を含む。）、区分番号「J 0 0 1－7」爪甲除去（麻酔を要しないもの）、区分番号「J 0 0 1－8」穿刺排膿後薬液注入、区分番号「J 0 1 8」喀痰吸引及び区分番号「J 0 1 8－3」干渉低周波去痰器による喀痰排出の費用は算定できない。

C 1 1 4 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料

- (1) 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料は、表皮水疱症患者 又は水疱型先天性魚鱗癬様紅皮症患者 であって、難治性の皮膚病変に対する特殊な処置が必要なものに対して、水疱、びらん又は潰瘍等の皮膚の状態に応じた薬剤の選択及び被覆材の選択等について療養上の指導を行った場合に、月1回に限り算定する。
- (2) 特定保険医療材料以外のガーゼ等の衛生材料や、在宅における水疱の穿刺等の処置に必要な医療材料に係る費用は当該指導管理料に含まれる。
- (3) 当該指導管理料を算定している患者に対して行う処置の費用（薬剤及び特定保険医療材料に係る費用を含む。）は別に算定できる。

C 1 1 5 在宅植込型補助人工心臓（拍動流型）指導管理料

- (1) 植込型補助人工心臓（拍動流型）指導管理料は、K 6 0 4 植込型補助人工心臓（拍動流型）を行うことができる保険医療機関においてのみ算定できる。
- (2) 植込型補助人工心臓（拍動流型）指導管理料は、植込型補助人工心臓（拍動流型）を使用している患者であって入院中の患者以外のものについて、駆動状況の確認と調整、抗凝固療法の管理等の診察を行った上で、モニター、バッテリー及び充電器の使用法の説明など療養上必要な指導を行った場合に、当該月にK 6 0 4 植込型補助人工心臓（拍動流型）を算定したか否かにかかわらず、月1回を限度として算定する。この場合において、モニター、バッテリー及び充電器などに要する費用は所定点数に含まれる。
- (3) 機器の設定内容と、指導管理の内容を診療録に記載すること。

C 1 1 6 在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料

- (1) 植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料は、K 6 0 4－2 植込型補助人工心臓（非拍動流型）を行うことができる保険医療機関において、植込型補助人工心臓（非拍動流型）を使用している患者であって入院中以外の患者について、当該月にK 6 0 4－2 植込型補助人工心臓（非拍動流型）を算定したか否かにかかわらず、月に1回に限り算定

できる。

(2) 当該指導管理料は、駆動状況の確認と調整、抗凝固療法の管理等の診察を行った上で、緊急時の対応を含む療養上の指導管理を行った場合に算定する。

(3) 当該指導管理に要する療養上必要なモニター、バッテリー、充電器等の回路部品その他付属品等に係る費用及び衛生材料等は、第4節に定めるものを除き、当該指導管理料に含まれ、別に算定できない。

(4) 機器の設定内容と、指導管理の内容を診療録に記載すること。

第2款 在宅療養指導管理材料加算

1 在宅療養指導管理材料加算は、要件を満たせば、第1款在宅療養指導管理料を算定するか否かにかかわらず、別に算定できる。

2 同一の保険医療機関において、2以上の指導管理を行っている場合は、主たる指導管理の所定点数を算定する。この場合にあつて、在宅療養指導管理材料加算及び当該2以上の指導管理に使用した薬剤、特定保険医療材料の費用は、それぞれ算定できる。

3 在宅療養指導管理材料加算は、例えば「酸素ボンベを使用した場合」とは当該保険医療機関の酸素ボンベを在宅で使用させた場合をいう等、保険医療機関が提供すること及び在宅における状態であることを前提にしているものであること。

なお、保険医療機関が所有する装置（酸素濃縮装置等）を患者に貸与する場合、保険医療機関は、当該装置の保守・管理を十分に行うこと。また、これらの装置の保守・管理を販売業者に委託する場合には、保険医療機関は、当該販売業者との間で、これらの装置の保守・管理に関する契約を締結し、保守・管理の内容を患者に説明すること。

4 「2」の「保険医療材料の使用を算定要件とするもの」とは、区分番号「C160」在宅中心静脈栄養法用輸液セット加算等をいう。

C150 血糖自己測定器加算

(1) 血糖自己測定器加算は、インスリン製剤又はヒトソマトメジンC製剤の在宅自己注射を毎日行っている患者のうち血糖値の変動が大きい者又は12歳未満の小児低血糖症患者に対して、医師が、血糖のコントロールを目的として当該患者に血糖試験紙（テスト・テープ）又は固定化酵素電極（バイオセンサー）を給付し、在宅で血糖の自己測定をさせ、その記録に基づき指導を行った場合に、区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料、~~又は~~区分番号「C101-2」在宅小児低血糖症患者指導管理料 又は区分番号「C101-3」在宅妊娠糖尿病患者指導管理料に算定するものである。

なお、血糖試験紙、固定化酵素電極、穿刺器、穿刺針及び測定機器を患者に給付又は貸与した場合における費用その他血糖自己測定に係る全ての費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

(2) 入院中の患者に対して、退院時に区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料、~~又は~~区分番号「C101-2」在宅小児低血糖症患者指導管理料 又は区分番号「101-3」在宅妊娠糖尿病患者指導管理料を算定すべき指導管理を行った場合は、退院の日1回に限り、在宅自己注射指導管理料、~~又は~~在宅小児低血糖症患者指導管理料 又は在宅妊娠糖尿病患者指導管理料の所定点数及び血糖自己測定器加算の点数を算定できる。この場合において、当該保険医療機関において当該退院月に外来、往診又は訪問診療において在宅自己注射指導管理料、~~又は~~在宅小児低血糖症患者指導管理料 又は在宅妊娠糖尿病患者指導管理料を算定すべき指導管理を行った場合であっても、指導管理の所定点数及び血糖自己測定器

加算は算定できない。

- (3) 当該加算は、1月に2回又は3回算定することもできるが、このような算定ができる患者は、区分番号「C101」に掲げる在宅自己注射指導管理料を算定している患者のうちインスリン製剤を2月分又は3月分以上処方している患者又は区分番号「C101-2」に掲げる在宅小児低血糖症患者指導管理料を算定している患者に限るものである。
- (4) グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニストの自己注射を行っている者に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うために血糖自己測定器を使用した場合には、インスリン製剤の自己注射を行っている者に準じて、所定点数を算定する。

C151 注入器加算

- (1) 「注入器」とは、自己注射適応患者（性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤の自己注射を除く。）に対するディスプレイ注射器（注射針一体型に限る。）、自動注入ポンプ、携帯用注入器又は針無圧力注射器のことをいい、加算の算定はこれらを処方した月に限って可能であり、単に注入器の使用を行っているのみでは算定できない。注入器加算は、針付一体型の製剤を処方した場合には算定できない。
- (2) 入院中の患者に対して、退院時に区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定すべき指導管理を行った場合は、退院の日1回に限り、在宅自己注射指導管理料の所定点数及び注入器加算の点数を算定できる。この場合において、当該保険医療機関において当該退院月に外来、往診又は訪問診療において在宅自己注射指導管理料を算定すべき指導管理を行った場合であっても、指導管理の所定点数及び注入器加算は算定できない。

C152 間歇注入シリンジポンプ加算

- (1) 「間歇注入シリンジポンプ」とは、インスリン又は性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤を間歇的かつ自動的に注入するシリンジポンプをいう。――
- (2) 「プログラム付きシリンジポンプ」とは、間歇注入シリンジポンプのうち、基礎注入と独立して追加注入がプログラム可能であり、また基礎注入の流量について、1日につき24プログラム以上の設定が可能なものをいう。
- (3) 入院中の患者に対して、退院時に区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定すべき指導管理を行った場合は、退院の日1回に限り、在宅自己注射指導管理料の所定点数及び間歇注入シリンジポンプ加算の点数を算定できる。この場合において、当該保険医療機関において当該退院月に外来、往診又は訪問診療において在宅自己注射指導管理料を算定すべき指導管理を行った場合であっても、指導管理の所定点数及び間歇注入シリンジポンプ加算は算定できない。――
- (4) 間歇注入シリンジポンプを使用する際に必要な輸液回路、リザーバーその他療養上必要な医療材料については、所定点数に含まれる。

C153 注入器用注射針加算

- (1) 区分番号「C151」注入器加算に規定する「注入器」を処方せず、注射針一体型でないディスプレイ注射器を処方した場合は、注入器用注射針加算のみ算定する。
- (2) 注入器用注射針加算は、注入器用注射針を処方した場合に算定できる。この場合において、「1」の加算は、以下の場合に算定できるものであり、算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄に算定理由を記載すること。
 - ア 糖尿病等で1日概ね4回以上自己注射が必要な場合
 - イ 血友病で自己注射が必要な場合

- (3) 注入器用注射針加算は、針付一体型の製剤又は針無圧力注射器を処方した場合には算定できない。
- (4) 入院中の患者に対して、退院時に区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定すべき指導管理を行った場合は、退院の日1回に限り、在宅自己注射指導管理料の所定点数及び注入器用注射針加算の点数を算定できる。この場合において、当該保険医療機関において当該退院月に外来、往診又は訪問診療において在宅自己注射指導管理料を算定すべき指導管理を行った場合であっても、指導管理の所定点数及び注入器用注射針加算は算定できない。

C154 紫外線殺菌器加算

在宅自己連続携帯式腹膜灌流液交換用熱殺菌器を使用した場合には、紫外線殺菌器加算の点数を算定する。

C156 透析液供給装置加算

透析液供給装置は患者1人に対して1台を貸与し、透析液供給装置加算には、逆浸透を用いた水処理装置・前処理のためのフィルターの費用を含む。

C157 酸素ポンベ加算

- (1) チアノーゼ型先天性心疾患の患者に対して指導管理を行った場合は、酸素ポンベ加算は別に算定できない。
- (2) 「1」の加算は、医療機関への通院等に実際に携帯用小型ポンベを使用した場合に、~~1回に限り~~算定できる。なお、用いられるポンベのうち概ね1,500リットル以下の詰め替え可能なものについて算定の対象とし、使い捨てのものについては算定の対象としない。
- (3) ~~1月内に~~同一患者に対して酸素ポンベ（携帯用酸素ポンベを除く。）、酸素濃縮装置及び設置型液化酸素装置を併用して在宅酸素療法を行った場合は、合わせて2月に2回に限り又は携帯用酸素ポンベ及び携帯型液化酸素装置を併用して在宅酸素療法を行った場合は、それぞれ主たる装置に係る加算のみを算定できる。
- (4) 同一患者に対して、携帯用酸素ポンベ及び携帯型液化酸素装置を併用して在宅酸素療法を行った場合は、合わせて2月に2回に限り算定する。

C158 酸素濃縮装置加算

- (1) チアノーゼ型先天性心疾患の患者に対して指導管理を行った場合は、酸素濃縮装置加算は別に算定できない。
- (2) ~~1月内に~~同一患者に対して酸素ポンベ（携帯用酸素ポンベを除く。）、酸素濃縮装置及び設置型液化酸素装置を併用して在宅酸素療法を行った場合又は携帯用酸素ポンベ及び携帯型液化酸素装置を併用して在宅酸素療法を行った場合は、合わせて2月に2回に限り算定する。は、~~それぞれ主たる装置に係る加算のみを算定できる。~~
- (3) 携帯用酸素ポンベ及び携帯型液化酸素装置を併用して在宅酸素療法を行った場合は、合わせて2月に2回に限り算定する。

C159 液化酸素装置加算

- (1) チアノーゼ型先天性心疾患の患者に対して指導管理を行った場合は、液化酸素装置加算は別に算定できない。
- (2) 液化酸素装置加算を算定する場合、設置型液化酸素装置から携帯型液化酸素装置へ液化酸素の移充填を行う場合の方法、注意点、緊急時の措置等に関する患者への指導が必要である。この場合、「設置型液化酸素装置」とは、20～50リットルの内容積の設置型液化酸

素装置のことをいい、「携帯型液化酸素装置」とは、1リットル前後の内容積の携帯型液化酸素装置のことをいう。なお、使用した酸素の費用及び流量計、加湿器、チューブ等の費用は加算点数に含まれ、別に算定できない。

(3) 設置型液化酸素装置に係る加算と携帯型液化酸素装置に係る加算とは併せて算定できるが、それぞれ2月に2回に限り算定する。

(4) ~~同一月内に同一患者に対して酸素ボンベ（携帯用酸素ボンベを除く。）~~、酸素濃縮装置及び設置型液化酸素装置を併用して在宅酸素療法を行った場合は、合わせて2月に2回に限り算定する。~~又は携帯用酸素ボンベ及び携帯型液化酸素装置を併用して在宅酸素療法を行った場合は、それぞれ主たる装置に係る加算のみを算定できる。~~

(5) 携帯用酸素ボンベ及び携帯型液化酸素装置を併用して在宅酸素療法を行った場合は、合わせて2月に2回に限り算定する。

C 1 5 9 - 2 呼吸同調式デマンドバルブ加算

呼吸同調式デマンドバルブ加算は、呼吸同調式デマンドバルブを携帯用酸素供給装置と鼻カニューレとの間に装着して使用した場合に算定できる。

C 1 6 0 在宅中心静脈栄養法用輸液セット加算

「輸液セット」とは、在宅で中心静脈栄養法を行うに当たって用いる輸液用器具（輸液バッグ）、注射器及び採血用輸血用器具（輸液ライン）をいう。

C 1 6 1 注入ポンプ加算

「注入ポンプ」とは、在宅で中心静脈栄養法、~~又は~~成分栄養経管栄養法若しくは小児経管栄養法又は悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは~~又は~~化学療法を行うに当たって用いる注入ポンプをいう。

C 1 6 2 在宅~~成分栄養~~経管栄養法用栄養管セット加算

在宅~~成分栄養~~経管栄養法用栄養管セット加算と区分「C 1 6 1」注入ポンプ加算とは、併せて算定することができるが、それぞれ月1回に限り算定する。

C 1 6 4 人工呼吸器加算

療養上必要な回路部品その他付属品（療養上必要なバッテリー及び手動式肺人工蘇生器等を含む。）は当該所定点数に含まれ、別に算定できない。

C 1 6 6 携帯型ディスプレイ注入ポンプ加算

外来で抗悪性腫瘍剤の注射を行い、携帯型ディスプレイ注入ポンプなどを用いてその後も連続して自宅で抗悪性腫瘍剤の注入を行う場合においては、本加算を算定できない。

C 1 6 8 携帯型精密輸液ポンプ加算

携帯型精密輸液ポンプ加算には、カセット、延長チューブその他携帯型精密輸液ポンプに必要な全ての機器等の費用が含まれ、別に算定できない。

C 1 7 0 排痰補助装置加算

(1) 排痰補助装置加算は、在宅人工呼吸を行っている患者であって、換気能力が低下し、自力での排痰が困難と医師が認めるものに対して、排痰補助装置を使用した場合に算定できる。

(2) 注に規定する神経筋疾患の患者とは、筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症、脳性麻痺、脊髄損傷等の等に罹患している患者をさす。

第3節 薬剤料

C 2 0 0 薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、~~ブトルファノール~~製剤、ブプレノルフィン製剤、~~塩酸~~モルヒネ 塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、~~タエン酸~~フェンタニル クエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、~~サ~~酸デキサメタゾン リン酸エステルナトリウム製剤、~~メタスルホ安息香酸~~デキサメタゾン メタスルホ安息香酸 エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、~~臭化~~ブチルスコポラミン 臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤及びヘパリンカルシウム製剤

(2) 上記の注射薬の投与日数は、以下のとおりである。

ア 投与日数に制限のないもの

イ 及びウに該当しない注射薬

イ 14日分を限度に投与することができるもの

(イ) 新医薬品（薬事法第14条の4第1項第一号に規定する新医薬品をいう。）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過していない注射薬

(ロ) ~~タエン酸フェンタニル~~製剤及び複方オキシコドン製剤

ウ 30日分を限度に投与することができるもの

ブプレノルフィン製剤、~~塩酸~~モルヒネ 塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤

(3) 厚生労働大臣の定める注射薬のうち、「在宅中心静脈栄養法用輸液」とは、高カロリー輸液をいう。なお、高カロリー輸液を投与する場合には、これ以外にビタミン剤、高カロリー輸液用微量元素製剤及び血液凝固阻止剤を投与することができる。

第3部 検査

<通則>

- 1 検査の費用には、検査を行う医師、看護師及び技術者等の人件費、試薬、デッキグラス、試験管等の材料費、機器の減価償却費、管理費及び患者の衣類等の費用は含まれる。なお、患者に施用する薬剤及び特定保険医療材料の費用は検査料とは別に算定する。
- 2 検査に当たって施用した薬剤の費用は別に算定できるが、第2章第5部投薬の部に掲げる処方料、調剤料、処方せん料及び調剤技術基本料並びに同第6部注射の部に掲げる注射料は、別に算定できない。なお、検査に当たって施用される薬剤（検査用試薬を含む。）は、原則として医薬品として承認されたものであることを要する。
- 3 撮影した画像を電子媒体に保存した場合、保存に要した電子媒体の費用は検査にかかる所定点数に含まれる。
- 4 第1節及び第3節に掲げられていない検査で簡単な検査は、基本診療料に含まれるので、別に算定することはできない。なお、基本診療料に含まれる検査の主なものは、次のとおりである。
 - (1) 血圧測定
 - (2) 視野眼底検査のうち簡単なもの
 - (3) 眼科検査のうち斜照法、徹照法、細隙燈検査（ルーペ式）、機器を使用しない眼圧測定検査
 - (4) 区分番号「D244」自覚的聴力検査の「3」の簡易聴力検査に該当しない簡単な聴力検査
 - (5) 精液pH測定
 - (6) デビス癌反応検査
 - (7) 鼓膜運動検査
 - (8) イクテロメーター黄疸反応検査
 - (9) 簡易循環機能検査
 - ア スラッジテスト
 - イ 指尖部皮膚毛細血管像検査
 - ウ 皮膚粘膜撮影検査
 - エ 寒冷血圧検査
 - オ ビッケンバッハ起立試験
 - カ ヒスタミンテスト
 - キ レジチンテスト
 - ク 末梢の静脈圧測定
 - ケ ビュルゲル病及び脱疽等の場合における電氣的皮膚温度測定
 - a 単純な場合
 - b 負荷を行った場合
 - コ ギボンーランドィステスト
 - サ 基礎代謝率簡易測定法

理学所見の観察を行うことにより循環機能を検査することを目的とする簡易な検査であり、負荷の種類としては起立、寒冷、運動及び薬物等がある。

- (10) 自律神経機能検査
- (11) アルコール中毒に対する飲酒試験における症状監視
- (12) 皮膚のインピーダンス検査（皮電図記録作成）
- (13) 6誘導未満の心電図検査
- (14) 尿中ブロムワレリル尿素検出検査
- (15) 尿脚気反応（沢田氏反応）
- (16) シュミット氏昇汞試験
- (17) 糞便のストール氏虫卵数計算法
- (18) 髄膜透過性検査
- (19) 横田氏反応
- (20) ユーグロブリン全プラスミン測定法（ユーグロブリン分層SK活性化プラスミン値測定）
- (21) 緒方法等の補体結合反応による梅毒脂質抗原使用検査
- (22) 卵白アルブミン感作血球凝集反応検査
- (23) ラクトアルブミン感作血球凝集反応検査
- (24) Miller Kurzrok検査
- (25) Schick反応
- (26) Dick反応
- (27) Frei反応
- (28) 光田反応
- (29) 松原反応
- (30) 伊藤反応
- (31) トキソプラズマ症、ジストマ症及び猩紅熱の皮内テスト
- (32) 膨疹吸収時間測定
- (33) ジアゾ反応
- (34) インジカン
- (35) 血液比重測定
- (36) 末梢血液像及び骨髄像における特殊染色のBRACHET試験
- (37) 赤血球抵抗試験のリビエール法
- (38) ナイアシンテスト
- (39) RPHA法による α -フェトプロテイン(AFP)
- (40) リウマチ因子スクリーニング
- (41) α_1 -酸性糖蛋白測定
- (42) β -リポ蛋白
- (43) モノアミノキシダーゼ(MAO)
- (44) ヴィダール反応
- (45) ヒト絨毛性ゴナドトロピン β (HCG β)分画定性
- (46) 凝集法及び免疫染色法による抗DNA抗体

(47) 全凝固溶解時間測定

(48) 血清全プラスミン測定

- 5 第1節及び第3節に掲げる検査料の項に掲げられていない検査のうち簡単な検査の検査料は算定できないが、特殊な検査については、その都度当局に内議し、最も近似する検査として通知されたものの算定方法及び注（特に定めるものを除く。）を準用して、準用された検査に係る判断料と併せて算定する。
- 6 点数表において2つの項目を「及び」で結んで規定している検査については、特に定めるものを除き、当該両項目の検査を併せて行った場合にのみ算定する。
- 7 検査に当たって、麻酔を行った場合は、第2章第11部麻酔に規定する所定点数を別に算定する。ただし、麻酔手技料を別に算定できない麻酔を行った場合の薬剤料は、第5節薬剤料の規定に基づき算定できる。
- 8 同一検体について、定性検査、半定量検査と定量検査とを併せて行った場合又はスクリーニング検査とその他の検査とを一連として行った場合は、それぞれ主たる検査の所定点数のみ算定する。ただし、併せて行う検査の区分が異なる場合は、それぞれについて算定する。
- 9 「分画」と記されている検査について、同一検体の各分画に対して定量検査を行った場合は、所定点数を1回のみ算定する。
- 10 定性、半定量又は定量の明示がない検査については、定量検査を行った場合にのみ当該検査の所定点数を算定する。
- 11 測定方法又は検査方法が明示されていない検査については、測定又は検査の方法の如何にかかわらず、その検査料の項に掲げる所定点数を算定する。
- 12 同時又は一連として行った2以上の検査の結果から計算して求めた内容が、検査料に掲げられた項目に該当する場合であっても、当該内容についての点数は算定できない。
- 13 2回目以降について所定点数の100分の90に相当する点数により算定することとされている場合において「所定点数」とは、当該項目に掲げられている点数及び当該注に掲げられている加算点数を合算した点数である。
- 14 同一項目について検査方法を変えて測定した場合には、測定回数にかかわらず、主たる測定方法の所定点数のみを算定する。
- 15 算定回数が複数月に1回又は年1回のみとされている検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に前回の実施日（初回の場合は初回である旨）を記載する。
- 16 第3部検査の部において用いられる検査法の略号については下記のとおりである。
 - PHA : Passive hemagglutination 受身赤血球凝集反応
 - RPHA : Reversed passive hemagglutination 逆受身赤血球凝集反応
 - LA : Latex agglutination ラテックス凝集法
 - (LPIA : Latex photometric immuno assay)
 - PCIA : Particle counting immuno assay 微粒子計数免疫凝集測定法
 - PAMIA : Particle mediated immuno assay 粒度分布解析ラテックス免疫測定法
 - IAHA : Immuno adherence hemagglutination 免疫粘着赤血球凝集反応
 - RIA : Radio immuno assay 放射性免疫測定法
 - RIST : Radio immuno sorbent test
 - RAST : Radio allergo sorbent test

RA : Radioassay ラジオアッセイ
 RRA : Radioreceptorassay ラジオレセプターアッセイ
 CPBA : Competitive protein binding analysis 競合性蛋白結合分析法
 EIA : Enzyme immuno assay 酵素免疫測定法
 (ELISA : Enzyme linked immuno sorbent assay)
 FA : Fluorescent antibody method 蛍光抗体法
 FPA : Fluorescence polarization assay 蛍光偏光測定法
 FPIA : Fluorescence polarization immuno assay 蛍光偏光免疫測定法
 TR-FIA : Time resolved fluoro immuno assay 時間分解蛍光免疫測定法
 IRMA : Immuno radiometric assay 免疫放射定量法
 SRID : Single radial immuno diffusion method 一元放射状免疫拡散法
 ES : Electrosynthesis method 向流電気泳動法
 TIA : Turbidimetric immuno assay 免疫比濁法
 HPLC : High performance liquid chromatography 高性能液体クロマトグラフィー
 GLC : Gas-liquid chromatography 気液クロマトグラフィー
 GC : Gas chromatography ガスクロマトグラフィー
 CLIA : Chemiluminescent immuno assay 化学発光免疫測定法
 ECLIA : Electrochemiluminescence immuno assay 電気化学発光免疫測定法
 SIA : Split immuno assay
 PCR : Polymerase chain reaction
 EV-FIA : Evanescent wave fluoro immuno assay エバネセント波蛍光免疫測定法
 FIA : Fluoro immuno assay 蛍光免疫測定法
~~IFA法 : Fluorescent antibody technique 蛍光抗体法 Indirect fluorescent antibody method 間接蛍光抗体法~~
 LBA : Liquid-phase binding assay 液相結合法
 FISH : Fluorescence in situ hybridization
SISH : silver in situ hybridization
 LAMP : Loop-mediated isothermal amplification
 TMA : Transcription-mediated amplification
 SDA : Strand displacement amplification
 SSCP : Single strand conformation polymorphism
 RFLP : Restriction fragment length polymorphism
 LCR : Ligase chain reaction
 HDRA : Histoculture drug response assay
 CD-DST : Collagen gel droplet embedded culture drug sensitivity test
 注 LA (測定機器を用いるもの) とは、抗原抗体反応によりラテックス粒子が形成する凝塊を光学的な分析機器を用いて定量的に測定する方法をいう。

17 「定性」とは分析物の有無を判定するもの、「半定量」とは段階希釈などを用いて得られる最高希釈倍率や一定濃度の標準品との対比によって得られる濃度段階区分など、相対的な多寡を判定・分類するもの、「定量」とは分析物の量を標準品との対比によって精密に測定するもの

のをいう。

第1節 検体検査料

第1款 検体検査実施料

時間外緊急院内検査加算

- (1) 時間外緊急院内検査加算については、保険医療機関において、当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜に入院中の患者以外の患者に対して診療を行った際、医師が緊急に検体検査の必要性を認め、当該保険医療機関において、当該保険医療機関の従事者が当該保険医療機関内に具備されている検査機器等を用いて当該検体検査を実施した場合に限り算定できる。
なお、当該加算の算定に当たっては、当該加算の対象たる検査の開始時間をもって算定する。
- (2) 同一患者に対して、同一日に2回以上、時間外、休日又は深夜の診療を行い、その都度緊急の検体検査を行った場合（複数の区分にまたがる場合を含む。）も、1日につき1回のみ算定する。
- (3) 現に入院中の患者については算定できない。ただし、時間外、休日又は深夜に外来を受診した患者に対し、検体検査の結果、入院の必要性を認めて、引き続き入院となった場合は、この限りではない。
- (4) 緊急の場合とは、直ちに何らかの処置・手術等が必要である重篤な患者について、通常の診察のみでは的確な診断が困難であり、かつ、通常の検査体制が整うまで検査の実施を見合わせるできないような場合をいう。

外来迅速検体検査加算

- (1) 外来迅速検体検査加算については、当日当該保険医療機関で行われた検体検査について、当日中に結果を説明した上で文書により情報を提供し、結果に基づく診療が行われた場合に、5項目を限度として、検体検査実施料の各項目の所定点数にそれぞれ10点を加算する。
- (2) 以下の多項目包括規定に掲げる点数を算定する場合には、その規定にかかわらず、実施した検査項目数に相当する点数を加算する。
区分番号「D006」出血・凝固検査の注の場合
区分番号「D007」血液化学検査の注の場合
区分番号「D008」内分泌学的検査の注の場合
区分番号「D009」腫瘍マーカーの注2の場合
例 患者から1回に採取した血液等を用いて区分番号「D009」腫瘍マーカーの「2」の癌胎児性抗原（CEA）と「5」のCA19-9を行った場合、検体検査実施料の請求は区分番号「D009」腫瘍マーカーの「注2」の「イ」2項目となるが、外来迅速検体検査加算は、行った検査項目数が2項目であることから、20点を加算する。
- (3) 同一患者に対して、同一日に2回以上、その都度迅速に検体検査を行った場合も、1日につき5項目を限度に算定する。
- (4) 区分番号「A002」外来診療料に含まれる検体検査とそれ以外の検体検査の双方について加算する場合も、併せて5項目を限度とする。
- (5) 現に入院中の患者については算定できない。ただし、外来を受診した患者に対し、迅速

に実施した検体検査の結果、入院の必要性を認めて、引き続き入院となった場合は、この限りではない。

D 0 0 0 尿中一般物質定性半定量検査

(1) 検体検査を行った場合は所定の判断料を算定できるものであるが、尿中一般物質定性半定量検査を実施した場合は、当該検査に係る判断料は算定できない。

(2) 尿中一般物質定性半定量検査

ア 尿中一般物質定性半定量検査とは、試験紙、アンプル若しくは錠剤を用いて検査する場合又は試験紙等を比色計等の機器を用いて判定する場合をいい、検査項目、方法にかかわらず、1回につき所定点数により算定する。

イ 尿中一般物質定性半定量検査に含まれる定性半定量の検査項目は、次のとおりである。

(イ) 比重

(ロ) pH

(ハ) 蛋白定性

(ニ) 糖グルコース

(ホ) ウロビリノゲン

(ヘ) ウロビリル定性

(ト) ビリルビン

(チ) ~~チセトン体~~(ケトン体)

(リ) 潜血反応

(ヌ) 試験紙法による尿細菌検査 (亜硝酸塩)

(ル) 食塩検査

(ヲ) 試験紙法による白血球検査 (白血球エステラーゼ)

(ワ) アルブミン

(3) 尿中一般物質定性半定量検査は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に対して速やかに報告されるような場合は、所定点数を算定できる。

D 0 0 1 尿中特殊物質定性定量検査

(1) 「~~3-5~~」の先天性代謝異常症の尿スクリーニングテスト (尿) とは、次に掲げる物質の定性半定量検査及び反応検査をいう。

ア 塩化鉄(III) ~~第2鉄~~反応 (フェニールケトン体及びアルカプトン体の検出を含む。)

イ 酸性ムコ多糖類

ウ システイン、シスチン等のSH化合物

エ ヒスチジン定性

オ メチルマロン酸

カ Millon~~ミロン~~反応

キ イサチン反応

ク Benedict~~ベネディクト~~反応

(2) 「~~4-6~~」の尿中ポルフィリン症スクリーニングテスト (尿) として、Watson-Schwartz

反応、Rimington反応又はDeanand Barnes反応を行った場合は、それぞれ所定点数を算定する。

(3) 「~~9+10~~」の尿中~~マイクロ~~トランスフェリン(尿)、尿中~~マイクロ~~「8」のアルブミン定量(尿)及び「~~13+14~~」の尿中IV型コラーゲン(尿)は、糖尿病又は糖尿病性早期腎症患者であって微量アルブミン尿を疑うもの(糖尿病性腎症第1期又は第2期のものに限る。)に対して行った場合に、3か月に1回に限り算定できる。なお、これらを同時に行った場合は、主たるもののみ算定する。

(4) 「~~10+11~~」の尿中ミオイノシトール(尿)は、空腹時血糖が110mg/dL以上126mg/dL未満の患者に対し、耐糖能診断の補助として、尿中のミオイノシトールを測定した場合に1年に1回に限り算定できる。ただし、既に糖尿病と診断されている場合は、算定できない。

~~(5) 尿中総ヨウ素~~

~~尿中総ヨウ素は、「13」の尿中ポルフィロビリノゲンに準じて算定する。~~

~~(5+6) 「13」の尿中L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)(尿)は、
アヒト尿中L型脂肪酸結合蛋白は、「14」の尿中IV型コラーゲンに準じて算定する。
イ原則として3月に1回に限り算定する。ただし、医学的な必要からそれ以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。~~

(6+7) 同一日に尿、穿刺液・採取液及び血液を検体として生化学的検査(I)又は生化学的検査(II)に掲げる検査項目につきそれぞれを実施した場合の、多項目包括規定の適用については、尿、穿刺液・採取液及び血液のそれぞれについて算出した項目数により所定点数を算定するのではなく、血液、尿、穿刺液・採取液それぞれに係る項目数を合算した項目数により、所定点数を算定する。ただし、同一日に行う2回目以降の血液採取による検体を用いた検査項目については、当該項目数に合算せず、所定点数を別途算定する。

(7+8) 蛋白質とクレアチニンの比を測定する目的で試験紙により実施した場合は、「~~15+16~~」のその他による尿中クレアチニン(尿)検査として算定し、その判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「1」の尿・糞便等検査判断料を算定する。

D002 尿沈渣顕微鏡検査(鏡検法)

- (1) 尿沈渣(鏡検法)顕微鏡検査の所定点数は、赤血球、白血球、上皮細胞、各種円柱、類円柱、粘液系、リポイド、寄生虫等の無染色標本検査の全ての費用を含む。
- (2) 尿沈渣(鏡検法)顕微鏡検査は、区分番号「D000」尿中一般物質定性半定量検査若しくは区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査において何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその実施が必要と認められて実施した場合に算定すること。
- (3) 尿沈渣(鏡検法)顕微鏡検査は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。
- (4) 尿路系疾患が強く疑われる患者について、診療所が尿沈渣(鏡検法)顕微鏡検査を衛生検査所等に委託する場合であって、当該衛生検査所等が採尿後4時間以内に検査を行い、検査結果が速やかに当該診療所に報告された場合は、所定点数を算定できる。

D002-2 尿沈渣(フローサイトメトリー法)による尿中有形成分測定

本測定は区分番号「D000」尿中一般物質定性半定量検査若しくは区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査において何らかの所見が認められ、又は診察の結果からその実施が必要と認められ、赤血球、白血球、上皮細胞、円柱及び細菌を同時に測定した場合に算定する。

D003 糞便検査

~~(1) 「6」の糞便中ヘモグロビン定性又は「8」の糞便中ヘモグロビンと「1」の潜血反応検査を同時に実施した場合には、「6」又は「8」の所定点数のみ算定する。~~

(1) 糞便中の細菌、原虫検査は、区分番号「D017」排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査により算定する。

(2) ヘモグロビン検査を免疫クロマト法にて行った場合は、「5」の糞便中ヘモグロビン定性により算定する。

(3) ヘモグロビン検査を金コロイド凝集法による定量法にて行った場合は、「7」の糞便中ヘモグロビンにより算定する。

D004 穿刺液・採取液検査

(1) 「3」の胃液又は十二指腸液一般検査の所定点数には、量、色調、混濁、粘液量、臭気、酸度測定、ペプシン及び乳酸定量、ラブ酵素の証明、蛋白質の呈色反応（ニンヒドリン反応、ビウレット反応等）、毒物、潜血、虫卵、ウロビリネ体の定性定量、コレステリン体の定量、液に含まれる物質の定性半定量の検査等の費用が含まれる。

(2) 「4」の髄液一般検査の所定点数には、外見、比重、ノンネアペルト、パンディ、ワイヒプロート等のグロブリン反応、トリプトファン反応、細胞数、細胞の種類判定及び蛋白、グルコース、ビリルビン、ケトン体等の定性半定量の検査等が含まれる。

(3) 「5」の精液一般検査の所定点数には、精液の量、顕微鏡による精子の数、奇形の有無、運動能等の検査の全ての費用が含まれる。

(4) 「6」の頸管粘液一般検査の所定点数には、量、粘稠度、色調、塗抹乾燥標本による顕微鏡検査（結晶、細菌、血球、膺上皮細胞等）等の費用が含まれる。

(5) 「7」の子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ定性（子宮頸管粘液）は、フロースルー免疫測定法（赤色ラテックス着色法）により、絨毛羊膜炎の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の妊婦で切迫早産の疑いがある者に対して測定した場合に算定する。

(6) 「7」の涙液中総IgE定性（涙液）は、アレルギー性結膜炎の診断の補助を目的として判定した場合に月1回に限り算定できる。

(7) 「8」の子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ（子宮頸管粘液）は、絨毛羊膜炎の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の妊婦で切迫早産の疑いがある者に対して行った場合に算定する。

(8) 「9」の膺分泌液中乳酸デヒドロゲナーゼ脱水素酵素（LD）半定量（膺分泌液）のためのタンポンによる検体採取に係る費用は、所定点数に含まれる。

(9) 「10」のマイクロバブルテストは妊娠中の患者又は新生児の患者に対して週に1回に限り算定できる。

(10) 「11」のII型プロコラーゲン-C-プロペプチド関節液中（コンドロカルシン）（関節液）は、EIA法によるが、エックス線所見で明らかに変形性関節症又は慢性関節リウマチが診断できる場合は算定できない。

(11) 「12」の羊水中肺サーファクタントチボ蛋白-A（SP-A）（羊水）を妊娠中に実施

する場合には、糖尿病を合併しない場合は妊娠満33週より前の時期において1回に限り算定でき、糖尿病を合併する場合は満32週より前の時期において1回に限り算定でき、満32週以降においては週1回に限り算定できる。

(12) 「13」のIgGインデックス、「14」の髄液オリゴクローナルバンド及び「15」の髄液ミエリン塩基性蛋白(MBP)(髄液)は、多発性硬化症の診断の目的で行った場合に算定する。

(13) 「16」のリン酸化タウ蛋白(髄液)は、認知症の診断を目的に、1患者につき1回に限り算定する。

(14) 「16」のタウ蛋白(髄液)は、クロイツフェルト・ヤコブ病の診断を目的に、1患者につき1回に限り算定する。

(15) 同一日に尿、穿刺液・採取液及び血液を検体として生化学的検査(I)又は生化学的検査(II)に掲げる検査項目につきそれぞれを実施した場合の、多項目包括規定の適用については、尿、穿刺液・採取液及び血液のそれぞれについて算出した項目数により所定点数を算定するのではなく、血液、尿、穿刺液・採取液それぞれに係る項目数を合算した項目数により、所定点数を算定する。ただし、同一日に行う2回目以降の血液採取による検体を用いた検査項目については、当該項目数に合算せず、所定点数を別途算定する。

D004-2 悪性腫瘍組織検査

(1) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR法、SSCP法、RFLP法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、肺癌及び大腸癌におけるEGFR遺伝子検査又はK-ras遺伝子検査、膵癌におけるK-ras遺伝子検査、悪性骨軟部組織腫瘍におけるEWS-Flil1遺伝子検査、TLS-CHOP遺伝子検査又はSYT-SSX遺伝子検査、消化管間葉系腫瘍におけるc-kit遺伝子検査、家族性非ポリポージス大腸癌におけるマイクロサテライト不安定性検査又は悪性黒色腫センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、肺癌におけるEGFR遺伝子検査については、再発や増悪により、2次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。

(2) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査を算定するに当たっては、その目的、結果及び選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(3) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-2」血液細胞核酸増幅同定検査~~（造血器腫瘍遺伝子核酸増幅同定検査）~~又は区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。

(4) 「2」の抗悪性腫瘍剤感受性検査は、手術等によって採取された消化器癌、頭頸部癌、乳癌、肺癌、癌性胸膜・腹膜炎、子宮頸癌、子宮体癌又は卵巣癌の組織を検体とし、胃悪性腫瘍に対する区分番号「K655」胃切除術、区分番号「K655-2」腹腔鏡下胃切除術、区分番号「K655-4」噴門側胃切除術、区分番号「K657」胃全摘術又は区分番号「K657-2」腹腔鏡下胃全摘術であって、日本胃癌学会の胃癌取扱い規約により根治度Cの結果であったものにおいて採取された摘出腫瘍組織を検体とし、HIDRA法又はCD-DST法を用いて、胃悪性腫瘍の抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として行った場合に限り、患者1人につき1回に限り算定する。

(5) 当該検査の対象となる抗悪性腫瘍剤は、細胞毒性を有する薬剤であって胃悪性腫瘍に適

~~症を有するもの~~に限る。また、当該検査に係る薬剤の費用は、所定点数に含まれる。

D 0 0 5 血液形態・機能検査

- (1) 「1」の赤血球沈降速度（ESR）は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。
- (2) 同一検体について、「4」の好酸球数及び「3」の末梢血液像（自動機械法）又は「6~~5~~」の末梢血液像（鏡検法）の検査を行った場合は、主たる検査の「5」の末梢血液像の所定点数のみを算定する。
- (3) 「3」の末梢血液像（自動機械法）、「6~~5~~」の末梢血液像（鏡検法）及び「15~~14~~」の骨髓像の検査については、少なくともリンパ球、単球、好中球、好酸球、好塩基球の5分類以上の同定・比率計算を行った場合に算定する。
- (4) 「6~~5~~」の末梢血液像（鏡検法）及び「14」の骨髓像の検査に当たって、位相差顕微鏡又は蛍光顕微鏡を用いた場合であっても所定点数により算定する。また、末梢血液像（鏡検法）の検査の際に赤血球直径の測定を併せて行った場合であっても、所定点数により算定する。
- (5) 「6~~5~~」の「注」及び「14」の「注」にいう特殊染色は、次のとおりである。
 - ア オキシダーゼ染色
 - イ ペルオキシダーゼ染色
 - ウ アルカリホスファターゼ染色
 - エ パス染色
 - オ 鉄染色（ジデロブラスト検索を含む。）
 - カ 超生体染色
 - キ 脂肪染色
 - ク エステラーゼ染色
- (6) 「5~~6~~」の末梢血液一般検査は、赤血球数、白血球数、血色素測定(Hb)、ヘマトクリット値(Ht)、血小板数の全部又は一部を行った場合に算定する。
- (7) 「8」の赤血球抵抗試験は、次のとおりである。
 - ア シュガーウォーターテスト
 - イ ハムテスト
 - ウ クロスビーテスト
 - エ パルパート法
 - オ サンフォード法
- (8) 「9」のヘモグロビンA_{1+c}（HbA_{1+c}）、区分番号「D 0 0 7」血液化学検査の「19~~18~~」のグリコアルブミン又は同区分「24~~22~~」の1、5~~1, 5~~—アンヒドロ—D—グルシトール（1、5~~1, 5~~AG）のうちいずれかを同一月中に併せて2回以上実施した場合は、月1回に限り主たるもののみ算定する。ただし、妊娠中の患者、1型糖尿病患者、経口血糖降下薬の投与を開始して6月以内の患者、インスリン治療を開始して6月以内の患者等については、いずれか1項目を月1回に限り別に算定できる。

- (9) 「12」のデオキシチミジンキナーゼ（TK）活性は、造血器腫瘍の診断又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
- (10) 「13」のターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ（TdT）は、白血病又は悪性リンパ腫の診断又は治療効果判定のために行った場合に算定する。
- (11) ~~モノクローナル抗体法による造血器悪性腫瘍細胞~~抗原検査
 ア 「15」の~~モノクローナル抗体法による造血器悪性腫瘍細胞~~抗原検査はモノクローナル抗体を用いて蛍光抗体法、酵素抗体法、免疫ロゼット法等により白血病細胞又は悪性リンパ腫細胞の表面抗原又は細胞内抗原の検索を実施して病型分類を行った場合に算定できる。
 イ 対象疾病は白血病、悪性リンパ腫等である。
 ウ 検査に用いられるモノクローナル抗体は、医薬品として承認されたものであり、検査に当たって用いたモノクローナル抗体の種類、回数にかかわらず、一連として所定点数を算定する。

D 0 0 6 出血・凝固検査

- (1) 出血時間測定時の耳朶採血料は、「1」の出血時間の所定点数に含まれる。
- (2) 「2」のトロンボテストと「2」のプロトロンビン時間（PT）を同時に施行した場合は、主たるもののみ算定する。
- (3) 「8」の血小板凝集能を測定するに際しては、その過程で血小板数を測定することから、区分番号「D 0 0 5」血液形態・機能検査の「~~5~~」の末梢血液一般検査の所定点数を別に算定することはできない。
- (4) 「13」の凝固因子インヒビター定性（クロスミキシング試験）は、原因不明のプロトロンビン時間延長又は活性化部分トロンボプラスチン時間延長がみられる患者に対して行った場合に限り算定できる。
- (5) 「14」のフィブリノゲン分解産物（FgDP）は、「11」のフィブリン・~~フィブリノゲン~~分解産物（FDP）（定性、半定量又は定量）が異常値を示した場合に実施したときに算定できる。
- (6) 「~~17~~」のPIVKA-IIは、出血・凝固検査として行った場合に算定する。
- (7) 「~~18~~」の凝固因子インヒビターは、第VIII因子又は第IX因子の定量測定を行った場合に、それぞれの測定1回につきこの項で算定する。
- (8) 「~~18~~」のvon Willebrand因子（VWF）~~抗原~~ ~~フォン・ウィルブランド因子抗原~~は、SRID法、ロケット免疫電気泳動法等によるものである。
- (9) 「~~23~~」のトロンボモジュリンは、膠原病の診断若しくは経過観察又はDIC若しくはそれに引き続いて起こるMOF観察のために測定した場合のみ算定できる。
- (10) フィブリンモノマー複合体
 ア 「~~24~~」のフィブリンモノマー複合体は、DIC、静脈血栓症又は肺動脈血栓塞栓症の診断及び治療経過の観察のために実施した場合に算定する。
 イ フィブリンモノマー複合体、「~~22~~」のトロンビン・アンチトロンビン~~複~~複合体（TAT）及び「~~21~~」のプロトロンビンフラグメントF1+2のうちいずれか複数を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。

D 0 0 6 - 2 ~~血液細胞核酸増幅同定検査~~（造血器腫瘍~~遺伝子~~核酸増幅同定検査）

- (1) 血液細胞核酸増幅同定検査は、PCR法、LCR法又はサザンブロット法により行い、1月に1回を限度として算定できる。
- (2) 区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」の悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-2」~~血液細胞核酸増幅同定検査（造血器腫瘍遺伝子核酸増幅同定検査）~~又は区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。

D006-3 Major ~~BCR_h c_ε - ABL1_a b₁~~ mRNA ~~核酸増幅検査~~

Major ~~BCR_h c_ε - ABL1_a b₁~~ mRNA ~~核酸増幅検査~~は、TMA法により測定した場合に限り算定できる。

D006-4 遺伝学的検査

- (1) 遺伝学的検査は以下の遺伝子疾患が疑われる場合に行うものとし、患者1人につき1回算定できる。

ア デュシェンヌ型筋ジストロフィー

イ ベッカー型筋ジストロフィー

ウ 福山型先天性筋ジストロフィー

エ 栄養障害型表皮水疱症

オ 家族性アミロイドーシス

カ 先天性QT延長症候群

キ 脊髄性筋萎縮症

ク 中枢神経白質形成異常症

ケ ムコ多糖症Ⅰ型

コ ムコ多糖症Ⅱ型

サ ゴーシェ病

シ ファブリ病

ス ポンペ病

セ ハンチントン舞踏病

ソ 球脊髄性筋萎縮症

タ フェニルケトン尿症

チ メープルシロップ尿症

ツ ホモシスチン尿症

テ シトルリン血症（Ⅰ型）

ト アルギノコハク酸血症

ナ メチルマロン酸血漿

ニ イソ吉草酸血症

ヌ メチルクロトニルグリシン血症

ネ HMG血症

ノ 複合カルボキシラーゼ血症

ハ グルタル酸血症Ⅰ型

ヒ MCD A欠損症

フ VLCAD欠損症

へ MTP (LCHAD) 欠損症

ホ CPT1 欠損症

マ 筋強直性ジストロフィー

ミ 隆起性皮膚線維肉腫

ム 先天性銅代謝異常症

メ 色素性乾皮症

モ 先天性難聴

- (2) (1)のアからクまでに掲げる遺伝子疾患の検査は、PCR法、DNAシーケンス法、FISH法又はサザンブロット法による。(1)のケからスまでに掲げる遺伝子疾患の検査は、酵素活性測定法、DNAシーケンス法又は培養法による。(1)のセ及びソに掲げる遺伝子疾患の検査は、PCR法による。
- (3) 検査の実施に当たっては、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成16年12月)及び関係学会による「遺伝学的検査に関するガイドライン」(平成15年8月)を遵守すること。

D006-5 染色体検査

- (1) 染色体検査の所定点数には、フィルム代、現像代、引伸印画作製代を含む。
- (2) 染色体検査の「注」の分染法加算については、その種類、方法にかかわらず、1回の算定とする。

D006-6 免疫関連遺伝子再構成

- (1) 免疫関連遺伝子再構成は、PCR法、LCR法又はサザンブロット法により、悪性リンパ腫、急性リンパ性白血病又は慢性リンパ性白血病の診断の目的で検査を行った場合に、6月に1回を限度として算定できる。
- (2) 区分番号「D004-2」の悪性腫瘍組織検査の「1」の悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-2」~~血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍遺伝子核酸増幅同定検査)~~又は区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。__

D006-7 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型

UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、インバーダー法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。__

D006-8 サイトケラチン19 (KRT19) mRNA検出

サイトケラチン19 (KRT19) mRNA検出は、術前の画像診断又は視触診等による診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌患者に対して、摘出された乳癌所属リンパ節中のサイトケラチン19 (KRT19) mRNAの検出によるリンパ節転移診断の補助を目的として、OSNA (One-Step Nucleic Acid Amplification)法により測定を行った場合に、一連につき1回に限り算定する。__

D006-9 WT1 mRNA

リアルタイムRT-PCR法により、急性骨髄性白血病又は骨髄異形成症候群の診断の補助又は経過観察時に行った場合に1月に1回を限度として算定できる。__

~~D006-7 WT1 mRNA核酸増幅検査、サイトケラチン (CK) 19mRNA、UDPグル~~

~~クロン酸転移酵素遺伝子多型~~

~~(1) WT1 mRNA 核酸増幅検査~~

~~WT1 mRNA 核酸増幅検査は、リアルタイム RT-PCR 法により、急性骨髄性白血病又は骨髄異形成症候群の診断の補助又は経過観察時に行った場合に 1 月に 1 回を限度として算定できる。~~

~~(2) サイトケラチン (CK) 19 mRNA~~

~~サイトケラチン (CK) 19 mRNA は、術前の画像診断又は視触診等による診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌患者に対して、摘出された乳癌所属リンパ節中のサイトケラチン (CK) 19 mRNA の検出によるリンパ節転移診断の補助を目的として、OSNA (One-Step Nucleic Acid Amplification) 法により測定を行った場合に、連につき 1 回限り算定する。~~

~~(3) UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型~~

~~UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、インバーゲ法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に 1 回を限度として算定する。~~

D 0 0 7 血液化学検査

~~(1) 抱合型ビリルビンを測定した場合は、「1」の直接ビリルビンの所定点数を算定する。~~

~~(1~~号~~) 「1」のナトリウム及びクロールについては、両方を測定した場合も、いずれか一方のみを測定した場合も、同一の所定点数により算定する。~~

~~(2~~号~~) 「1」のカルシウム及び「8」のイオン化カルシウムを同時に測定した場合には、いずれか一方についてのみ所定点数を算定する。~~

~~(3~~号~~) 「1」の膠質反応については、反応の種類ごとに所定点数を算定する。~~

なお、次に掲げる検査については、膠質反応又は膠質反応に類似した検査としてこの項により所定点数を算定できる。

ア 硫酸亜鉛試験 ~~(タンケル反応)~~ (ZTT)

イ チモール混濁反応 (TTT)

~~(4~~号~~) 直接比色法による総鉄結合能 (TIBC) (比色法) 及び不飽和鉄結合能 (UIBC) (比色法) は「1」の鉄に準じて算定する。直接比色法による総鉄結合能 (TIBC) (比色法)、直接比色法による不飽和鉄結合能 (UIBC) (比色法)、「12~~号~~」の総鉄結合能 (TIBC) と「12~~号~~」の不飽和鉄結合能 (UIBC) を同時に実施した場合は、主たる点数を算定する。~~

~~(5~~号~~) 「4」の HDL-コレステロール、「4」の総コレステロール及び「5」の LDL-コレステロールを併せて測定した場合は、主たるもの 2 つの所定点数を算定する。~~

~~(6~~号~~) 「4」の無機リン ~~P~~及びリン酸 ~~HPO₄~~については、両方を測定した場合も、いずれか一方のみを測定した場合も、同一の所定点数により算定する。~~

~~(7~~号~~) 「5」の蛋白分画、「1」の総蛋白及びアルブミンを併せて測定した場合は、主たるもの 2 つの所定点数を算定する。~~

~~(8~~号~~) 「9」のマンガン (Mn) は、1 月以上 (胆汁排泄能の低下している患者については 2 週間以上) 高カロリー静脈栄養法が行われている患者に対して、3 月に 1 回に限り算定することができる。~~

- (9~~10~~) 「11」のケトン体及び「21~~20~~」のケトン体分画の検査を併せて実施した場合は、ケトン体分画の所定点数のみ算定する。
- (10~~11~~) 「15」の有機モノカルボン酸については、グルタチオン、乳酸、ピルビン酸及びα-ケトグルタル酸の各物質の測定を行った場合に、それぞれの測定ごとに所定点数を算定する。
- ~~(12) 「15」のアルカリホスファターゼ・アイソザイムは、アガロース電気泳動法によって、一連の検査によって同時に、骨型アルカリホスファターゼ (BAP) を測定した場合には、「15」のアミラーゼ・アイソザイムをさらに加算する。ただし、区分番号「D008」内内分泌学的検査の「14」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP) と併せて実施した場合には、当該加算は算定できない。~~
- (11~~13~~) 同一検体について「16~~15~~」の重炭酸塩及び「35~~30~~」の血液ガス分析の検査を併せて行った場合は、血液ガス分析の所定点数のみ算定する。
- (12~~14~~) 「19~~18~~」のグリコアルブミンは、HPLC (2カラム)、HPLC (1カラム) - 発色法、アフィニティークロマトグラフィー・免疫比濁法によるグリコアルブミン測定装置を用いて測定した場合、EIA法又は酵素法により測定した場合に所定点数を算定する。
- (13~~15~~) 区分番号「D005」血液形態・機能検査の「9」のヘモグロビンA₁ (HbA₁)、本区分「19~~18~~」のグリコアルブミン又は「24~~22~~」の1,5アンヒドロ-D-グルシトール (1,5AG) のうちいずれかを同一月中に合わせて2回以上実施した場合は、月1回に限り主たるもののみ算定する。ただし、妊娠中の患者、1型糖尿病患者、経口血糖降下薬の投与を開始して6月以内の患者、インスリン治療を開始して6月以内の患者等については、いずれか1項目を月1回に限り別に算定できる。
- (14~~16~~) 肝胆道疾患の診断の目的で尿中硫酸抱合型胆汁酸測定を酵素法により実施した場合は、「20~~19~~」のコレステロール分面に準じて算定する。ただし、「15」の胆汁酸を同時に測定した場合には、いずれか一方の所定点数のみを算定する。
- (15~~17~~) 「27~~24~~」の膵分泌性トリプシンインヒビター (PST I) と「40~~35~~」のトリプシンを同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。
- (16~~18~~) 「27~~24~~」のLD~~乳酸脱水素酵素~~アイソザイム1型は酵素学的阻害法による。
- (17~~19~~) 「26~~24~~」のアポリポ蛋白は、A I、A II、B、C II、C III及びEのうち3項目以上測定した場合に、所定点数を算定する。
- (18) 「28」のALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ (BAP) は、アガロース電気泳動法によって、一連の検査によって同時に行った場合に算定する。また、区分番号「D008」内内分泌学的検査の「18」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP) と併せて実施した場合には、いずれか主たるもののみ算定する。
- (19~~20~~) 「30~~26~~」のヘパリンの血中濃度測定においては、同一の患者につき1月以内に当該検査を2回以上行った場合においては、算定は1回とし、第1回の測定を行ったときに算定する。
- (20~~21~~) 「31~~27~~」の~~ニアル化糖鎖抗原~~KL-6、「33~~28~~」の肺サーファクタント蛋白-A~~プロテイン~~ (SP-A) 及び「34~~29~~」の肺サーファクタント蛋白-D (SP-D) のうちいずれか複数を実施した場合は、主たるもののみ算定する。~~ニアル化糖鎖抗原~~KL-6は、EIA法、ECLA法又はラテックス凝集比濁法により、肺サーファクタント蛋白

~~α~~プロテインA (SP-A) 及び肺サーファクタント蛋白~~-D~~プロテインD (SP-D) は、EIA法による。

(21~~22~~) 「31~~27~~」の心筋トロポニンIと「33~~28~~」の心筋トロポニンT (TnT) ~~(定性・定量)~~を同一月に併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(22~~23~~) 「31~~27~~」のペントシジンは、「1」の尿素窒素~~(BUN)~~又は「1」のクレアチニンにより腎機能低下(糖尿病性腎症によるものを除く。)が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。ただし、「33~~28~~」のシスタチンCを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(23~~24~~) 「30~~26~~」のリポ蛋白(a)は、3月に1回を限度として算定できる。

(24~~25~~) 「31~~27~~」のイヌリンは、「1」の尿素窒素~~(BUN)~~又は「1」のクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、6月に1回に限り算定できる。ただし、「1」のクレアチニン(腎クリアランス測定の目的で行い、血清及び尿を同時に測定する場合に限る。)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(25~~26~~) シスタチンC

ア 「33~~28~~」のシスタチンCは、EIA法、ラテックス凝集比濁法、金コロイド凝集法又はネフェロメトリー法により実施した場合のみ算定できる。

イ シスタチンCは、「1」の尿素窒素~~(BUN)~~又は「1」のクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。ただし、「31~~27~~」のペントシジンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(26~~27~~) 「35~~30~~」の血液ガス分析の所定点数には、ナトリウム、カリウム、クロール、pH、PO₂、PCO₂及びHCO₃⁻の各測定を含むものであり、測定項目数にかかわらず、所定点数により算定する。なお、同時に行ったヘモグロビンについては算定しない。

(27~~28~~) 「35~~30~~」の血液ガス分析は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。

なお、在宅酸素療法を実施している入院施設を有しない診療所が、緊急時に必要、かつ、密接な連携を取り得る入院施設を有する他の保険医療機関において血液ガス分析を行う場合であって、採血後、速やかに検査を実施し、検査結果が速やかに当該診療所に報告された場合にあっては算定できるものとする。

(28~~29~~) 「35~~30~~」の~~モ~~心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP) 定性又は定量はELISA法、免疫クロマト法、ラテックス免疫比濁法又はラテックス凝集法により、急性心筋梗塞の診断を目的に用いた場合のみ算定する。

ただし、~~モ~~心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP) 定性又は定量と「35~~30~~」のミオグロビン 定性又は定量を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(29~~30~~) 「35~~30~~」のIV型コラーゲン又は「36~~31~~」のIV型コラーゲン・7Sは、「42~~37~~」のプロリルヒドロキシラーゼ(PH)又は「35~~30~~」のプロコラーゲン-III-ペプチド(P-III-P)と併せて行った場合には、一方の所定点数のみ算定する。

(30~~31~~) 「35~~30~~」のアルブミン非結合型ビリルビンは、診察及び他の検査の結果から、核黄疸

- に進展するおそれがある新生児である患者に対して、生後2週間以内に経過観察を行う場合に算定する。
- (3192) 「3899」のALPアルカリホスファターゼ-アイソザイム(PAGポリアタリルアミドエステ電気泳動法)、「28」のALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ(BAP)及び区分番号「D008」内分泌学的検査の「1844」の骨型アルカリホスファターゼ(BAP)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (3299) 「3994」のアセトアミノフェンは、同一の患者につき1月以内に2回以上行った場合は、第1回の測定を行ったときに1回に限り算定する。
- (3394) 膣分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)
 ア 「3994」の膣分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)は、免疫クロマト法により、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合のみ算定する。
 イ 「3994」の膣分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)及び区分番号「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「19」の頸管膣分泌液中癌胎児性フィブネクチン定性(頸管膣分泌液)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (3495) 「3994」の心室筋ミオシン軽鎖Iは、同一の患者につき同一日に当該検査を2回以上行った場合は、1回のみ算定する。
- (3596) 「3994」のヒアルロン酸は、サンドイッチ バインディング プロテイン アッセイ法、¹²⁵Iによる競合法を用いたバインディング プロテイン アッセイ法、LA法(測定機器を用いるもの)又はLBA法による。ただし、本検査は慢性肝炎の患者に対して、慢性肝炎の経過観察及び肝生検の適応の確認を行う場合に算定できる。
- (3697) 「4095」のレムナント様リポ蛋白(~~RLP~~)コレステロール(RLP)は免疫吸着法-酵素法又は酵素法により実施し、3月に1回を限度として算定できる。
- (3798) 「4095」のマロンジアルデヒド修飾LDL(MDA-LDL)は、冠動脈疾患既往歴のある糖尿病患者で、冠動脈疾患発症に関する予後予測の補助の目的で血清中のMDA-LDLを測定する場合に3月に1回に限り算定できる。ただし、糖尿病患者の経皮的冠動脈形成術治療時に、治療後の再狭窄に関する予後予測の目的で測定する場合、上記と別に術前1回に限り算定できる。
- (3899) 「4297」のリポ蛋白リパーゼ(LPL)は、高トリグリセライド血症及びLPL欠損症が疑われる場合の鑑別のために測定した場合のみ算定できる。また、ヘパリン負荷が行われた場合、投与したヘパリンは区分番号「D500」の薬剤として算定できるが、注射料は算定できない。
- (3940) 「4297」の肝細胞増殖因子(HGF)はELISA法により、肝炎にて劇症化が疑われる場合又は劇症肝炎の経過観察に用いた場合のみ算定する。
- (4044) 「4297」のCKアイソフォームは、免疫阻害法により実施し、同時に測定される「1」のクレアチンホスホキナーゼ(CK)の費用は別に算定できない。
- (4142) 「4398」の2,5-オリゴアデニル酸合成酵素活性は、ウイルス血症を伴う慢性活動性肝炎患者のインターフェロン製剤の投与量及び治療効果の判定に用いた場合に算定する。
- (4243) 「4398」の膣分泌液中α-フェトプロテイン(AFP)定性(膣分泌液)は色素免疫測定法により、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として実施した

場合に算定する。

(43~~44~~) 「47~~48~~」のプロカルシトニン (PCT) 半定量又はプロカルシトニン (PCT) 定量 は、敗血症 (細菌性) を疑う患者を対象として測定した場合に算定できる。ただし、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「32~~27~~」のエンドトキシン検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(44~~45~~) 「49~~48~~」の1,25-ジヒドロキシビタミンD₃ ~~(1,25-(OH)₂D₃)~~ は、ラジオレセプターアッセイ法、RIA法又はELISA法により、慢性腎不全、特発性副甲状腺機能低下症、偽性副甲状腺機能低下症、ビタミンD依存症I型若しくは低リン血症性ビタミンD抵抗性くる病の診断時又はそれらの疾患に対する活性型ビタミンD₃剤による治療中に測定した場合にのみ算定できる。なお、活性型ビタミンD₃剤による治療開始後1月以内においては2回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。

(46) 血液化学検査の注に掲げる検査と併せて、血液化学検査の注に掲げる検査を準用することが認められている検査を行った場合は、当該検査も注に掲げる項目数の算定に含める。

(47) 血液化学検査の注のハの注に規定する10項目以上の包括点数を算定する場合の入院時初回加算は、入院時に初めて行われる検査は項目数が多くなることにかんがみ、血液化学検査の注に掲げる検査を10項目以上行った場合に、入院時初回検査に限り20点を加算するものであり、入院後初回の検査以外の検査において10項目以上となった場合にあっては、当該加算点数は算定できない。また、基本的検体検査実施料を算定している場合にあっては、当該加算点数は算定できない。

D008 内分泌学的検査

(1) 各種ホルモンの日内変動検査は、内分泌学的検査の該当する項目の測定回数により算定するが、その回数については妥当適切な範囲であること。

(2) 「1」のヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定性及び「15~~12~~」のヒト絨毛性ゴナドトロピン-β サブユニット (HCG-β) ~~分画~~ は、免疫学的妊娠試験に該当するものである。

(3) 「7」のレニン活性と「8」のレニン定量を併せて行った場合は、一方の所定点数のみ算定する。

(4) 「11~~10~~」のC-ペプチド ~~タイド~~ (CPR) を同時に血液及び尿の両方の検体について測定した場合は、血液の場合の所定点数のみを算定する。

(5) 「11~~10~~」の黄体形成ホルモン (LH) はLA法等による。

(6) ~~モノ~~脳性 Na ナトリウム 利尿ペプチド (BNP)

ア 「13~~11~~」の~~モノ~~脳性 Na ナトリウム 利尿ペプチド (BNP) は、心不全の診断又は病態把握のために実施した場合に月1回に限り算定する。

イ ~~1週間以内に~~ 「13~~11~~」の~~モノ~~脳性 Na ナトリウム 利尿ペプチド (BNP)、~~モノ~~脳性 Na ナトリウム 利尿ペプチド前駆体N端フラグメント (NT-proBNP) 及び「27~~19~~」の~~モノ~~心房性 Na ナトリウム 利尿ペプチド (~~11~~ANP) のうち2項目以上を いずれかの検査を行った日から起算して1週間以内に 併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。

ウ 本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日 (「13~~11~~」の~~モノ~~脳性 Na ナトリウム 利尿ペプチド前駆体N端フラグメント (NT-proBNP) 又は「27~~19~~」の~~モノ~~心房性 Na ナトリウム 利尿ペプチド (~~11~~ANP) を併せて実施した場合

は、併せて当該検査の実施日) を記載する。

- (7) ~~モノ~~脳性 Na ~~ナトリウム~~利尿ペプチド前駆体N端フラグメント (NT-proBNP)

ア 「13~~11~~」の~~モノ~~脳性 Na ~~ナトリウム~~利尿ペプチド前駆体N端フラグメント (NT-proBNP) は、心不全の診断又は病態把握のために実施した場合に月に1回に限り算定する。

イ 1週間以内に「13~~11~~」の~~モノ~~脳性 Na ~~ナトリウム~~利尿ペプチド前駆体N端フラグメント (NT-proBNP)、「13~~11~~」の~~モノ~~脳性 Na ~~ナトリウム~~利尿ペプチド (BNP) 及び「27~~19~~」の~~モノ~~心房性 Na ~~ナトリウム~~利尿ペプチド (~~11~~ANP) のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。

ウ 本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に本検査の実施日 (「13~~11~~」の~~モノ~~脳性 Na ~~ナトリウム~~利尿ペプチド (BNP) 又は「27~~19~~」の~~モノ~~心房性 Na ~~ナトリウム~~利尿ペプチド (~~11~~ANP) を併せて実施した場合は、併せて当該検査の実施日) を記載する。__

- (8) 「13~~11~~」の抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ (GAD) 抗体価は、すでに糖尿病の診断が確定した患者に対し、1型糖尿病の診断に用いた場合に算定できる。

- (9) ヒト絨毛性ゴナドトロピン- β サブユニット (HCG- β) 分画

ア 「15~~12~~」のヒト絨毛性ゴナドトロピン- β サブユニット (HCG- β) 分画は、HCG産生腫瘍患者に対して測定した場合のみ算定できる。

イ 「15~~12~~」のヒト絨毛性ゴナドトロピン- β サブユニット (HCG- β) 分画、「1」のヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定性又は「12」のヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 半定量又は定量を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。

- (10) 「15~~12~~」のヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 半定量又は定量は、HCG・LH検査 (試験管法) を含むものである。

- (11) 「16~~13~~」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTx) 及び「23~~17~~」の尿中デオキシピリジノリン (DPD) (尿) は、原発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定、副甲状腺機能亢進症手術後の治療効果判定又は骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択に際して実施された場合に算定する。

なお、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回、その後6月以内の薬剤効果判定時に1回に限り、また薬剤治療方針を変更したときは変更後6月以内に1回に限り算定できる。

- (12) 「16~~13~~」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTx)、「18~~14~~」のオステオカルシン (OC) 又は「23~~17~~」の尿中デオキシピリジノリン (DPD) (尿) を併せて実施した場合は、いずれか1つのみ算定する。

- (13) 「16~~13~~」の酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ (TRACP-5b) は、代謝性骨疾患及び骨転移 (代謝性骨疾患や骨折の併発がない肺癌、乳癌、前立腺癌に限る) の診断補助並びに治療経過観察時の補助的指標として実施した場合に6月以内に1回に限り算定できる。また治療方針を変更した際には変更後6月以内に1回に限り算定できる。

本検査を「16~~13~~」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTx)、「18~~14~~」のオステオカルシン (OC)、「23~~17~~」の尿中デオキシピリジノリン (DPD) (尿) と併せて実施した場合は、いずれか一つのみ算定する。

なお、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断

のために当該検査を行い、当該検査に基づいて計画的な治療管理を行った場合は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。

(14) 「184」のオステオカルシン (OC) は、続発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定及び原発性又は続発性の副甲状腺機能亢進症による副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術後の治療効果判定に際して実施した場合のみ算定できる。

~~(15) インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (IntactPINP) は、「14」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP) に準じて算定する。~~

(15) 「184」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP)、インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (IntactPINP) 及び区分番号「D007」血液化学検査の「383」のALPアルカリホスファターゼ・アイソザイム (PAGポリアクリルアミドデオキサ電気泳動法) のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(16) 「184」のI型コラーゲン架橋C-テロペプチド-β異性体 (β-CTX) (尿) 尿中βタロステラプス~~は~~、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。

(17) 「184」のI型コラーゲン架橋C-テロペプチド-β異性体 (β-CTX) タロステラプス~~(尿を除く。)~~は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。

~~またなお、「184」のI型コラーゲン架橋C-テロペプチド-β異性体 (β-CTX) (尿) 尿中βタロステラプスと併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。~~

(18) 「184」の低カルボキシル化オステオカルシン (ucOC) は、骨粗鬆症におけるビタミンK₂剤の治療選択目的で行った場合又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。

(19) 「195」のエストロゲン~~ゲジエン~~半定量又は定量については、「195」のエストリオール (E₃)又は「227」のエストラジオール (E₂) と同時に実施した場合は算定できない。

(20) 「195」の副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント (C-PThrP) 又は「237」の副甲状腺ホルモン関連蛋白 (PThrP) は、高カルシウム血症の鑑別並びに悪性腫瘍に伴う高カルシウム血症に対する治療効果の判定のために測定した場合のみ算定する。

(21) 「258」の抗IA-2抗体は、すでに糖尿病の診断が確定し、かつ、「133」の抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体 (抗GAD抗体) 抗体価の結果、陰性が確認された30歳未満の患者に対し、1型糖尿病の診断に用いた場合に算定する。

なお、当該検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(22) 「258」のエリスロポエチンは、赤血球増加症の鑑別診断及び重度の慢性腎不全患者又はエリスロポエチン若しくはダルベポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断のために行った場合に算定する。

(23) 「258」の17α-ヒドロキシプロゲステロン (17α-OHP) は、先天性副腎皮質過形成症の精密検査又は治療効果判定のために行った場合に算定する。

(24~~25~~) 1週間以内に「27~~19~~」の~~モノ~~心房性Na~~ナトリウム~~利尿ペプチド(ANP)、「13~~1~~」の~~モノ~~脳性Na~~ナトリウム~~利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)及び~~モノ~~脳性Na~~ナトリウム~~利尿ペプチド(BNP)のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。

(25~~26~~) 「28~~6~~」のノルメタネフリンは、褐色細胞腫の診断又は術後の効果判定のため行った場合に算定し、「27~~19~~」のメタネフリンを併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

(26~~27~~) インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3)

ア 「29~~1~~」のインスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3)は、成長ホルモン分泌不全症の診断と治療開始時の適応判定のために実施した場合に算定できる。なお、成長ホルモン分泌不全症の診断については、厚生省間脳下垂体障害研究班「成長ホルモン分泌不全性低身長症診断の手引き」を、治療開始時の適応判定については(財)成長科学協会「ヒト成長ホルモン治療開始時の適応基準」を参照すること。

イ インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3)を「26~~19~~」のソマトメジンCと併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

D009 腫瘍マーカー

(1) 腫瘍マーカーは、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回を限度として算定する。

悪性腫瘍の診断が確定し、計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行った腫瘍マーカーの検査の費用は区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料に含まれ、腫瘍マーカーは、原則として、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料と同一月に併せて算定できない。ただし、悪性腫瘍の診断が確定した場合であっても、次に掲げる場合においては、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料とは別に腫瘍マーカーの検査料を算定できる。

ア 急性及び慢性膵炎の診断及び経過観察のために「5~~4~~」のエラスターゼ1を行った場合

イ 肝硬変、HBs抗原陽性の慢性肝炎又はHCV抗体陽性の慢性肝炎の患者について、「3~~2~~」のα-フェトプロテイン(AFP)又は「7~~6~~」のPIVKA-II半定量又は定量を行った場合(月1回に限る。)

ウ 子宮内膜症の診断又は治療効果判定を目的として「8~~7~~」のCA125、「12~~1~~」のCA130又は「11~~10~~」のCA602を行った場合(診断又は治療前及び治療後の各1回に限る。)

エ 家族性大腸腺腫症の患者に対して「2」の癌胎児性抗原(CEA)を行った場合

(2) 「1」の尿中BTAは、膀胱癌であると既に確定診断がされた患者に対して、膀胱癌再発の診断のために行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「イ」を算定する。

(3) 「6~~5~~」の前立腺特異抗原(PSA)は、診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、前立腺癌の患者であることを強く疑われる者に対して検査を行った場合に、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に原則として、1回を限度として算定する。

ただし、前立腺特異抗原（PSA）の検査結果が4.0ng/mL以上であって前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を上限として算定できる。

なお、当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(4) 核マトリックスプロテイン22（NMP22）定性（尿）又は定量（尿）~~尿中NMP22~~

ア 「~~87~~」の核マトリックスプロテイン22~~尿中~~（NMP22）定性（尿）又は定量（尿）は、区分番号「D002」尿沈渣（鏡検法）~~顕微鏡検査~~により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。

イ 「~~87~~」の核マトリックスプロテイン22（~~尿中~~NMP22）定性（尿）又は定量（尿）については、尿路上皮癌の診断が確定した後に行った場合であっても、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料は算定できない。

(5) ~~尿中~~サイトケラチン8・~~サイトケラチン~~18（尿）総量

ア 「~~87~~」の~~尿中~~サイトケラチン8・~~サイトケラチン~~18（尿）総量は、区分番号「D002」尿沈渣（鏡検法）~~顕微鏡検査~~により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。

イ 「~~87~~」の~~尿中~~サイトケラチン8・~~サイトケラチン~~18（尿）総量は、尿路上皮癌の診断が確定した後に行った場合であっても、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料は算定できない。

(6) 「~~87~~」の核マトリックスプロテイン22~~尿中~~（NMP22）定性（尿）又は定量（尿）及び~~尿中~~サイトケラチン8・~~サイトケラチン~~18（尿）総量を同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。

(7) 「~~87~~」のCA125、「~~127~~」のCA130、「~~117~~」のCA602のうち2項目又は3項目を併せて測定した場合は、主たるもの1つに限り算定する。

(8) 上記(1)にかかわらず、(7)に掲げる項目について、1つを区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の項目とし、他の1又は2つの検査を腫瘍マーカーの項目として算定することはできず、いずれか一方のみ算定する。

(9) 「~~98~~」のI型コラーゲン-C-テロペプチド（PICP）、区分番号「D008」内分泌学的検査の「~~168~~」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド（NTx）又は同区分「~~237~~」の~~尿中~~デオキシピリジノリン（DPD）（尿）は、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。

(10) 「~~98~~」のI型プロコラーゲン-C-プロペプチド（ICTP）は、前立腺癌であると既に確定診断された患者に対して、骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。

(11) シアリルLe^x（~~CSLEX~~）抗原（CSLEX）

ア 「~~98~~」のシアリルLe^x（~~CSLEX~~）抗原（CSLEX）は、診療及び他の検査の結果から乳癌の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に算定する。

- イ シアリルLe^s(~~CSLEX~~)抗原(CSLEX)と「~~4~~」のCA15-3を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- (12) 「~~9~~」の血清中抗p53抗体は、食道癌、大腸癌又は乳癌が強く疑われる患者に対して行った場合に月1回に限り算定できる。
- (13) 「~~9~~」の遊離型~~フリース~~PSA比(PSA F/T比)~~キタルPSA比~~は、診療及び他の検査(PSA等)の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。
- (14) 「~~10~~」のサイトケラチン19フラグメント(シフラ)は、悪性腫瘍であることが既に確定診断された患者については、小細胞癌を除く肺癌の場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定できる。
- (15) 「~~10~~」のガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP)を「~~7~~」の神経特異エノラーゼ(NSE)と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。
- (16) 尿中遊離型フコース(尿)
 ア 「~~11~~」の尿中遊離型フコース(尿)は酵素化学的測定法による。
 イ 尿中遊離型フコース(尿)、「2」の癌胎児性抗原(CEA)、「~~4~~」のDUPAN-2のうち2項目又は3項目を併せて測定した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
- (17) ~~同一月内に「10」のAFPのレクチン反応性による分画比(AFP-L₃%)を「2」のα-フェトプロテイン(AFP)又は「6」のPIVKA-IIと併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。なお、「11」のα-フェトプロテインレクチン分画AFPのレクチン反応性による分画比(AFP-L₃%)は、電気泳動法及び抗体親和性転写法又はLBA法による。~~
- (18) 「~~11~~」の癌関連ガラクトース転移酵素(GAT)は、内膜症性嚢胞を有する患者又は内膜症性嚢胞が疑われる患者について、卵巣癌が疑われる場合のみ算定できる。
- (19) 「~~12~~」の尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ分画コアフラグメント(HCGβ-CF)(尿)は、診療及び他の検査の結果から、子宮頸癌、子宮体癌又は卵巣癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に算定する。
- (20) 「~~14~~」の癌胎児性抗原乳頭分泌液中(CEA)定性又は半定量(乳頭分泌液)は、乳頭異常分泌患者に対して非腫瘍性乳癌を強く疑って、乳頭分泌液中のCEAを測定した場合に算定する。
- (21) 乳頭分泌液中HER2蛋白~~タンパク~~(乳頭分泌液)
 ア 「~~14~~」の乳頭分泌液中HER2蛋白(乳頭分泌液)~~タンパク~~は、乳頭異常分泌患者に対して非腫瘍性乳癌を強く疑って、EIA法により、乳頭分泌液中のHER2蛋白~~タンパク~~を測定した場合に限り算定する。
 イ 「~~14~~」の乳頭分泌液中HER2蛋白(乳頭分泌液)~~タンパク~~及び「~~14~~」の癌胎児性抗原(乳頭分泌液中CEA)定性(乳頭分泌液)又は半定量(乳頭分泌液)を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- (22) 「~~14~~」の血清中HER2蛋白~~タンパク~~は、悪性腫瘍乳癌であることが既に確定診断され、かつ、HER2タンパク過剰発現が認められている患者又は他の測定法により、HER2蛋白~~タンパク~~過剰発現の有無が確認されていない再発乳癌患者に対して、~~EIA法により~~

~~行い、~~当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B 0 0 1」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。

- (23) 「~~15~~」の可溶性インターロイキン-2 レセプター受容体 (s I L - 2 R) は、非ホジキンリンパ腫、A T Lの診断の目的で測定した場合に算定できる。

また、非ホジキンリンパ腫又はA T Lであることが既に確定診断された患者に対して、経過観察のために測定した場合は、区分番号「B 0 0 1」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」により算定する。

- (24) 「注2」に係る規定は、本区分に掲げる血液を検体とする検査と「~~11~~」の尿中遊離型フコース (尿)、 「~~12~~」の尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ分画コアフラグメント (H C G β - C F) (尿)、 「~~14~~」の癌胎児性抗原 (~~乳頭分泌液中~~ C E A) 定性 (乳頭分泌液) 又は半定量 (乳頭分泌液) 又は「~~14~~」の乳頭分泌液中 H E R 2 蛋白 (乳頭分泌液) ~~タンパク~~を同一日に行った場合にも、適用する。

D 0 1 0 特殊分析

- (1) フェニール・アラニン又はヒスチジンを服用させ血清又は尿中のフェニール・アラニン又はヒスチジンの定量検査を行った場合は、それぞれ1回の測定につき「5」により算定し、使用した薬剤は、区分番号「D 5 0 0」薬剤により算定する。
- (2) 「3」のチロシン測定は、酵素法による。
- (3) 「4」の総分岐鎖アミノ酸／チロシンモル比 (B T R) は、酵素法による。
- (4) 「8」の先天性代謝異常症検査は、臨床症状・検査所見・家族歴等から先天性有機酸代謝異常症等が強く疑われた患者に対し、ガスクロマトグラフィー・マススペクトロメトリー等を用いた有機酸及び脂肪酸等の分析、タンデムマスを用いた血中カルニチン分析又はムコ多糖体分画の定量検査等により、疾患の診断又は経過観察を行った場合に算定する。~~て診断を行った場合に算定する。~~

D 0 1 1 免疫血液学的検査

- (1) 「3」のRh (その他の因子) 血液型については、同一検体による検査の場合は因子の種類及び数にかかわらず、所定点数を算定する。
- (2) 「4」の赤血球不規則抗体検査は、輸血歴又は妊娠歴のある患者に対し、第2章第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区分に掲げる心・脈管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は区分番号「K 8 7 7」子宮全摘術、「K 8 7 9」子宮悪性腫瘍手術、「K 8 8 9」子宮附属器悪性腫瘍手術 (両側)、「K 8 9 8」帝王切開術又は「K 9 1 2」子宮外妊娠手術が行われた場合に、手術の当日に算定する。
- また、手術に際して輸血が行われた場合は、本検査又は区分番号「K 9 2 0」輸血の「注6」に定める不規則抗体検査加算のいずれかを算定する。
- この場合、診療報酬明細書の摘要欄に輸血歴又は妊娠歴がある旨を記載する。
- (3) 「6」の~~P A I g G~~ (血小板関連 I g G (P A - I g G)) は、特発性血小板減少性紫斑病の診断又は経過判定の目的で行った場合に算定する。

D 0 1 2 感染症免疫学的検査

- (1) 「1」及び「5」における梅毒血清反応 (S T S) 定性及び梅毒血清反応 (S T S) 梅毒脂質抗原使用検査は、従来の梅毒沈降反応 (ガラス板法、V D R L法、R P R法、凝集法等) をいい、梅毒脂質抗原使用検査 (定性) 又は梅毒脂質抗原使用検査ごとに梅毒沈降

反応を併せて2種類以上ずつ行った場合でも、それぞれ主たるもののみ算定する。

(2) 「7」の迅速ウレアーゼ試験定性を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」（平成12年10月31日保険発第180号）に即して行うこと。

(3) 「7」のアデノウイルス抗原定性（糞便定性）と「8」のロタウイルス抗原定性（糞便）又は定量（糞便）~~は糞便を試料として検査した場合に算定し、これらを同時に行った場合は、主たる検査のみ算定する。~~

(4) ヘリコバクター・ピロリ抗体~~（定性・半定量）~~

ア 「9」のヘリコバクター・ピロリ抗体~~（定性・半定量）~~は、LA法、免疫クロマト法、金コロイド免疫測定法又はEIA法（簡易法）により実施した場合に算定する。

イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」（平成12年10月31日保険発第180号）に即して行うこと。

(5) ウイルス抗体価（半定量）

ア 「11」のウイルス抗体価（定性・半定量・定量）は、治療上必要な場合に行うものとし、次に掲げるものを当該検査の対象とする。

- (イ) アデノウイルス
- (ロ) コクサッキーウイルス
- (ハ) サイトメガロウイルス
- (ニ) EBウイルス
- (ホ) エコーウイルス
- (ヘ) ヘルペスウイルス
- (ト) インフルエンザウイルスA型
- (チ) インフルエンザウイルスB型
- (リ) ムンプスウイルス
- (ヌ) パラインフルエンザウイルスI型
- (ル) パラインフルエンザウイルスII型
- (ヲ) パラインフルエンザウイルスIII型
- (ワ) ポリオウイルスI型
- (カ) ポリオウイルスII型
- (ヨ) ポリオウイルスIII型
- (タ) RSウイルス
- (レ) 風疹ウイルス
- (ソ) 麻疹ウイルス
- (ツ) 日本脳炎ウイルス
- (ネ) オーム病クラミジア

イ ウイルス抗体価（定性・半定量・定量）に当たって、同一検体について同一ウイルスに対する複数の測定方法を行った場合であっても、所定点数のみを算定する。

ウ 単純ヘルペスウイルス及び水痘・帯状疱疹ウイルス抗体価を測定した場合はそれぞれ算定できる。

- (6) 「~~12~~」のヘリコバクター・ピロリ抗体を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」（平成12年10月31日保険発第180号）に即して行うこと。
- (7) 「~~13~~」のHTLV-1抗体~~無~~（定性又は半定量）は、粒子凝集法により実施した場合に算定する。
- (8) 「~~17~~」の抗~~抗~~酸菌抗体定性又は定量無は、金コロイド免疫測定法又はEIA法により実施した場合に算定する。
- (9) 診療録等から非加熱血液凝固因子製剤の投与歴が明らかな者及び診療録等が確認できないため血液凝固因子製剤の投与歴は不明であるが、昭和53年から昭和63年の間に入院し、かつ、次のいずれかに該当する者に対して、「~~17~~」のHIV-1抗体~~無~~又は「~~18~~」のHIV-1,2抗体定性、半定量又は定量、又はHIV-1, 2抗原・抗体同時測定定性又は定量無を実施した場合は、HIV感染症を疑わせる自他覚症状の有無に関わらず所定点数を算定する。
- ただし、保険医療機関において採血した検体の検査を保健所に委託した場合は、算定しない。
- ア 新生児出血症（新生児メレナ、ビタミンK欠乏症等）等の病気で「血が止まりにくい」との指摘を受けた者
- イ 肝硬変や劇症肝炎で入院し、出血の著しかった者
- ウ 食道静脈瘤の破裂、消化器系疾患により大量の吐下血があった者
- エ 大量に出血するような手術を受けた者（出産時の大量出血も含む。）
- なお、間質性肺炎等後天性免疫不全症候群の疾病と鑑別が難しい疾病が認められる場合やHIVの感染に関連しやすい性感染症が認められる場合、既往がある場合又は疑われる場合場合でHIV感染症を疑うわせる自他覚症状がある場合は、本検査を算定できる。
- (10) HIV-1抗体~~無~~及びHIV-1,2抗体定性、半定量又は定量、HIV-1, 2抗原・抗体同時測定定性又は定量無
- ア 区分番号「K920」輸血料（「4」の自己血輸血を除く。以下この項において同じ。）を算定した患者又は血漿成分製剤（新鮮液状血漿、新鮮凍結人血漿等）の輸注を行った患者に対して、一連として行われた当該輸血又は輸注の最終日から起算して、概ね2か月後に「~~17~~」のHIV-1抗体、~~無~~又は「~~18~~」のHIV-1,2抗体定性、半定量又は定量、又は「18」のHIV-1, 2抗原・抗体同時測定定性又は定量無の測定が行われた場合は、HIV感染症を疑わせる自他覚症状の有無に関わらず、当該輸血又は輸注につき1回に限り、所定点数を算定できる。
- イ 他の保険医療機関において輸血料の算定又は血漿成分製剤の輸注を行った場合であってもアと同様とする。
- ウ ア又はイの場合においては、診療報酬明細書の摘要欄に当該輸血又は輸注が行われた最終日を記載する。
- (11) 「~~18~~」のHIV-1,2抗体定性、半定量又は定量無は、EIA法、PA法又は免疫クロマト法による。
- (12) 「~~19~~」のA群β溶連菌迅速試験定性と区分番号「D018」細菌培養同定検査を同時

に実施した場合は、A群β溶連菌迅速試験定性の所定点数のみを算定する。この場合において、A群β溶連菌迅速試験定性の結果が陰性のため、引き続き細菌培養同定検査を実施した場合であっても、A群β溶連菌迅速試験の所定点数のみ算定する。

(13) インフルエンザウイルス抗原

ア 「~~21~~~~18~~」のインフルエンザウイルス抗原定性は、発症後48時間以内に実施した場合に限り算定することができる。

イ 本検査と「11」のウイルス抗体価（定性・半定量・定量）のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型又は「~~19~~~~7~~」のノイラミニダーゼを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

ウ 本検査は光学的抗原抗体反応（O I A法）により実施した場合にも算定できる。

(14) 「~~21~~~~18~~」のカンジダ抗原定性、半定量又は定量は、カンジダ血症又はカンジダ肺炎の診断の目的で行った場合に算定する。

(15) ~~糞便中~~ヘリコバクター・ピロリ抗原定性

ア 「~~21~~~~18~~」の~~糞便中~~ヘリコバクター・ピロリ抗原定性は、E I A法又は免疫クロマト法により測定した場合に限り算定できる。

イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」（平成12年10月31日保険発第180号）に即して行うこと。

(16) 「~~21~~~~18~~」のRSウイルス抗原定性は、以下のいずれかに該当する患者について、当該ウイルス感染症が疑われる場合に適用する。

ア 入院中の患者

イ 1歳未満の乳児

ウ パリビズマブ製剤の適応適用となる患者

(17) 「21」のノロウイルス抗原定性は、以下のいずれかに該当する患者について、当該ウイルス感染症が疑われる場合に算定する。

ア 3歳未満の患者

イ 65歳以上の患者

ウ 悪性腫瘍の診断が確定している患者

エ 臓器移植後の患者

オ 抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤、又は免疫抑制効果のある薬剤を投与中の患者

~~(18)~~~~7~~ 「~~23~~~~6~~」の大腸菌O157~~モP-S~~抗原定性、「~~24~~~~7~~」の大腸菌O157~~モP-S~~抗体定性及び区分番号「D018」細菌培養同定検査の「2」の消化管からの検体によるものうちいずれかを複数測定した場合は、主たるもののみ算定する。大腸菌O157~~モP-S~~抗体定性はL A法による。

~~(19)~~~~6~~ ノイラミニダーゼ

ア 「~~19~~~~7~~」のノイラミニダーゼは酵素反応法により、インフルエンザウイルス感染の診断を目的として発症後48時間以内に実施した場合に限り算定する。

イ 本検査と「11」のウイルス抗体価（定性・半定量・定量）のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型又は「~~21~~~~18~~」のインフルエンザウイルス抗原定性を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

- (20~~19~~) 「22~~19~~」のD-アラビニトールは、カンジダ血症又はカンジダ肺炎の診断の目的で行った場合に算定する。
- (21~~20~~) 「22~~19~~」の抗~~クラミジア~~クラミドフィラ・ニューモニエ I g M抗体価を、「9」のクラミド~~フィラ~~フィラ・ニューモニエ I g G抗体価又は「10」のクラミド~~フィラ~~フィラ・ニューモニエ I g A抗体価と併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
- (22~~21~~) 「23~~8~~」のクラミジア・トラコマチス抗原~~定性~~は、泌尿器、生殖器、結膜又は鼻咽腔内からの検体によるものであり、当該検査に係る検体採取料は所定点数に含まれる。
- (23~~22~~) 「23~~8~~」のクラミジア・トラコマチス抗原~~定性について、~~（結膜又は鼻咽腔内からの検体による~~場合もの~~）は、封入体結膜炎若しくはトラコーマ又は乳児クラミジアトラコマチス肺炎の診断のために実施した場合に算定できる。
- (24~~23~~) 「23~~8~~」のアスペルギルス抗原はL A法又はE L I S A法により、侵襲性肺アスペルギルス症の診断のために実施した場合にのみ算定できる。
- (25~~24~~) 「24~~1~~」の淋菌抗原~~定性~~同定検査は、区分番号「D 0 1 8」細菌培養同定検査を同時に実施した場合は、別に算定できない。
- (26~~25~~) 「24~~1~~」の単純ヘルペスウイルス~~抗原定性~~特異抗原は、ヘルペスウイルスの型別確認を行った場合に算定できる。
- (27~~26~~) 「24~~1~~」の大腸菌抗原~~血清型別~~同定検査は、区分番号「D 0 1 8」細菌培養同定検査により大腸菌が確認された後、血清抗体法により大腸菌のO抗原又はH抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。この場合において区分番号「D 0 1 8」細菌培養同定検査の費用は別に算定できない。
- (28~~27~~) 「27~~3~~」の尿中肺炎球菌莢膜抗原~~定性~~（尿）は、免疫クロマト法により実施した場合に限り算定できる。
- (29~~28~~) 「27~~3~~」の抗~~アニサキス~~アニサキス I g G・A抗体価は、腸アニサキス症、肉芽腫を伴う慢性胃アニサキス症又はアニサキス異所迷入例（肺アニサキス症等）における診断のために実施した場合のみ算定できる。
- (30~~29~~) 「27~~3~~」のレプトスピラ抗体価は、秋疫A、秋疫B、秋疫C、ワイル病、カニコウラのそれぞれについて算定する。
- (31~~30~~) ~~肺炎球菌細胞壁抗原~~（定性）
 ア 「27」の肺炎球菌細胞壁抗原~~（定性）~~は、~~「23」の尿中肺炎球菌莢膜抗原に準じて算定する。~~
~~イ~~ 次のいずれかの場合に算定する。
 （イ） 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、免疫クロマト法により、肺炎又は下気道感染症の診断に用いた場合
 （ロ） 免疫クロマト法により、中耳炎及び副鼻腔炎の診断に用いた場合
~~イ~~ 尿中肺炎球菌莢膜抗原と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。
- (32~~31~~) 「27」の~~角膜~~単純ヘルペスウイルス抗原~~（定性）~~（角膜）
~~ア~~ ~~角膜~~単純ヘルペスウイルス抗原（定性）は、~~「23」のアデノウイルス抗原に準じて算定する。~~
~~イ~~ は、角膜ヘルペスが疑われる角膜上皮病変を認めた患者に対し、免疫クロマト法により行った場合に算定する。

- (32) ~~I g A~~ HE抗体価(定性)
~~I g A~~ HE抗体価(定性)は「23」の抗アニサキスI g G・A抗体価に準じて算定する。
- (33) 「294」のツツガムシ抗体定性又は半定量価は、各株ごとに算定する。
- (34) グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体価
ア 「284」のグロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体価は、クラミジア・トラコマチス抗原検出不能又は検体採取の困難な疾患(骨盤内感染症、卵管炎、副睾丸炎、新生児・乳児肺炎等)の診断に際し、I g G抗体価又はI g A抗体価を測定した場合又は新生児・乳幼児肺炎の診断に際し、I g M抗体価を測定した場合に算定する。
イ I g G抗体価、I g A抗体価及びI g M抗体価のうち2項目以上を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- (35) 「294」の(1→3)-β-D-グルカンは、発色合成基質法又は比濁時間分析法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。
なお、本検査を「2018」のカンジダ抗原定性、半定量又は定量、「2219」のD-アラビニトール、「2320」のアスペルギルス抗原又は「2622」のクリプトコックス・~~ネオフォール~~
~~マヌス~~抗原定性又は半定量と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (36) 「294」のサイトメガロウイルス抗体価を「3025」のグロブリンクラス別ウイルス抗体価と併せて行った場合は、主たるもののみを算定する。
- (37) グロブリンクラス別ウイルス抗体価
ア 「3025」のグロブリンクラス別ウイルス抗体価は、下記の項目のウイルスのI g G型ウイルス抗体価又はI g M型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。ただし、「(ト)」のヒトパルボウイルスB19は、紅斑が出現している妊婦について、このウイルスによる感染症が強く疑われ、I g M型ウイルス抗体価を測定した場合に算定する。
(イ) ヘルペスウイルス
(ロ) 風疹ウイルス
(ハ) サイトメガロウイルス
(ニ) EBウイルス
(ホ) 麻疹ウイルス
(ヘ) ムンプスウイルス
(ト) ヒトパルボウイルスB19
イ 同一ウイルスについてI g G型ウイルス抗体価及びI g M型ウイルス抗体価を測定した場合にあっては、いずれか一方の点数を算定する。
ウ 「11」のウイルス抗体価(定性・半定量・定量)と併せて測定した場合にあっては、いずれか一方の点数を算定する。
- (38) 「3126」の尿中レジオネラ抗原定性(尿)は、症状や所見からレジオネラ症が疑われる患者に対して、ELISA法又は免疫クロマト法により実施した場合に限り1回を限度として算定する。
- (39) 「3328」のHIV-1抗体価(ウエスタンブロット法)又は「360」のHIV-2抗体価(ウエスタンブロット法)は、スクリーニング検査としての「175」のHIV-1抗体

~~冊、又は「186」のH I V - 1, 2抗体定性、半定量又は定量、又は「18」のH I V - 1, 2抗原・抗体同時測定定性又は定量冊~~が陽性の場合の確認診断用の検査である。

- (40) 「~~3529~~」のダニ特異 I g G 抗体冊は、減感作療法実施中の患者の場合に、必要な限度において算定できる。
- (41) 「~~3529~~」のWeil-Felix反応~~サイルフェリックス反応~~は、菌株ごとにそれぞれ所定点数を算定する。
- (42) 「~~3781~~」の~~白血球中~~サイトメガロウイルス~~ppp-65~~抗原定性は免疫染色法により、臓器移植後若しくは造血幹細胞移植後の患者又はH I V 感染者又は高度細胞性免疫不全の患者に対して行った場合のみ算定できる。ただし、高度細胞性免疫不全の患者については、当該検査が必要であった理由について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (43) 「~~382~~」のH T L V - I 抗体冊（ウエスタンブロット法）は、「~~132~~」のH T L V - I 抗体定性冊~~又は（半定量、）~~又は「~~252~~」のH T L V - I 抗体冊によって陽性が確認された症例について、確定診断の目的で行われた場合にのみ算定する。
- (44) 「~~3939~~」のH I V 抗原は、H I V 感染者の経過観察又はH I V 感染ハイリスク群が急性感染症状を呈した場合の確定診断に際して測定した場合に算定する。

D 0 1 3 肝炎ウイルス関連検査

- (1) 「1」のH B s 抗原~~（定性・半定量）~~は、免疫クロマト法、赤血球凝集法、粒子凝集法、E I A 法（簡易法）、金コロイド凝集法による。
- (2) 「2」のH B s 抗体冊~~（半定量）~~は、赤血球凝集法、粒子凝集法、E I A 法（簡易法）、金コロイド凝集法による。
- (3) 「5」のH C V コア蛋白質冊は、E I A 法又はI R M A 法による。
- (4) 「6」のH B c 抗体~~半定量・定量冊~~とI g M - H B c 抗体冊を同時に測定した場合は、一方の所定点数を算定する。
- (5) 「6」のH A 抗体冊と~~H A - I g M - H A 抗体冊~~を同時に測定した場合は、一方の所定点数のみを算定する。
- (6) 「~~98~~」のH C V ~~血清群別判定~~特異抗体冊測定による群別判定は、E I A 法により、C 型肝炎の診断が確定した患者に対して、C 型肝炎の治療法の選択の目的で実施した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。
- (7) 「~~109~~」の~~H B V コア関連抗原~~型肝炎ウイルス~~コア関連抗原~~（H B c r A g ）は、B 型肝炎ウイルス感染の診断の補助及び治療効果の判定の目的で、血清又は血漿中のB 型肝炎ウイルスコア関連抗原（H B c r A g ）を測定した場合に1月に1回に限り算定する。なお、区分番号「D 0 2 3」微生物核酸同定・定量検査の「3」のH B V 核酸定量~~検査又は「5」のDNAポリメラーゼ~~を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- (8) 「~~12~~」のH B V ジェノタイプ判定は、~~予 HBV ジェノタイプ判定は、「11」のHCV 特異抗体冊に準じて算定する。~~
~~イ E I A 法により、~~B 型肝炎の診断が確定した患者に対して、B 型肝炎の治療法の選択の目的で実施した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。

D 0 1 4 自己抗体検査

- (1) 「2」のリウマトイド因子（R F ）~~半定量又は定量~~、「8」の抗ガラクトース欠損 I g G 抗体~~定性又は定量冊~~、「8」のマトリックスメタロプロテイナーゼ-3（M M P - 3）、

- 「~~11~~10」のC₁q結合免疫複合体、「~~14~~9」のモノクローナルRF結合免疫複合体、「~~16~~4」のIgG型リウマトイド因子及び「~~16~~4」のC₃d結合免疫複合体のうち3項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの2つに限り算定する。
- (2) 「8」の抗ガラクトース欠損IgG抗体定性又は定量は、ECLIA法又はレクチン酵素免疫測定法による。なお、「2」のリウマトイド因子(RF)半定量又は定量を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (3) 「9」の抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体を、「3」の抗甲状腺マイクロゾーム抗体半定量テストと併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (4) 「11」血清中抗RNAポリメラーゼIII抗体
~~「血清中抗RNAポリメラーゼIII抗体は、「10」の抗Scl-70抗体に準じて算定する。は、イびまん性強皮症の確定診断を目的として行った場合には、1回を限度として算定として算定できる。ウイの診断においてまた、その際陽性と認められた患者に関し、腎クリーゼのリスクが高い者については治療方針の決定を目的として行った場合に、また腎クリーゼ発症後の者については病勢の指標として測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。~~
- (5) 「~~13~~12」の抗セントロメア抗体定性又は定量は、原発性胆汁性肝硬変又は強皮症の診断又は治療方針の決定を目的に用いた場合のみ算定できる。
- (6) 抗シトルリン化ペプチド抗体定性又は定量
 ア 「~~16~~4」の抗シトルリン化ペプチド抗体定性又は定量は、以下のいずれかの場合に算定できる。
(イ) 関節リウマチと確定診断できない者に対して診断の補助として検査を行った場合に、原則として1回を限度として算定できる。ただし、当該検査結果が陰性の場合においては、3月に1回に限り算定できる。なお、当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
(ロ) (イ)とは別に、関節リウマチに対する治療薬の選択のために行う場合においては、患者1人につき1回に限り算定する。
 イ 「~~16~~4」の抗シトルリン化ペプチド抗体定性又は定量、「8」の抗ガラクトース欠損IgG抗体定性又は定量、「8」のマトリックスメタロプロテイナーゼ-3 (MMP-3)、「~~11~~10」のC₁q結合免疫複合体、「~~14~~9」のモノクローナルRF結合免疫複合体、「~~16~~4」のIgG型リウマトイド因子及び「~~16~~4」のC₃d結合免疫複合体のうち2項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの1つに限り算定する。
- (7) 抗LKM-1抗体
 ア 「~~17~~5」の抗LKM-1抗体は、ウイルス肝炎、アルコール性肝障害及び薬剤性肝障害のいずれでもないことが確認され、かつ、抗核抗体陰性の自己免疫性肝炎が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。
 イ 本検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に抗核抗体陰性である旨を記載すること。
- (8) 「~~18~~6」の抗カルジオリピン抗体と「~~17~~5」の抗カルジオリピンβ₂グリコプロテインI ~~(抗CLβ₂GPI)~~複合体抗体を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

- (9) 「~~186~~」の抗TSHレセプター抗体 (TRA b) 及び「~~220~~」の~~甲状腺TSH刺激~~抗体性~~レセプター~~抗体 (TSA b) を同時に行った場合は、いずれか一方のみ算定する。
- (10) ~~血清中~~抗デスモグレイン3抗体
 ア 「~~197~~」の~~血清中~~抗デスモグレイン3抗体は、ELISA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。
 イ 尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「~~2119~~」の~~血清中~~抗デスモグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- (11) 「~~1917~~」の~~血清中~~抗BP180-NC16a抗体は、ELISA法により、水疱性類天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。
- (12) 「~~2018~~」のループスアンチコアグラント定性又は定量は、希釈ラッセル蛇毒試験法又はリン脂質中和法により、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として行った場合に限り算定する。
- (13) 「~~2018~~」の抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体 (MPO-ANCA) は、ELISA法又はCLEIA法により、急速進行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のために測定した場合に算定する。
- (14) 「~~2018~~」の抗糸球体基底膜抗体 (抗GBM抗体) は、抗糸球体基底膜抗体腎炎及びグッドパスチャー症候群の診断又は治療方針の決定を目的として行った場合に限り算定する。
- (15) ~~血清中~~抗デスモグレイン1抗体
 ア 「~~2119~~」の~~血清中~~抗デスモグレイン1抗体は、ELISA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。
 イ 落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「~~1917~~」の~~血清中~~抗デスモグレイン3抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- (16) 「~~2321~~」のIgG₄は、ネフェロメトリー法による。
- ~~(17) 免疫グロブリン遊離L鎖κ/λ比は、~~
~~免疫グロブリン遊離L鎖κ/λ比は、「21」のIgG₄に準じて算定する。~~
- (~~1718~~) 「~~2422~~」の抗GM1 IgG抗体は、ELISA法により、進行性筋力低下又は深部腱反射低下等のギラン・バレー症候群が疑われる所見が見られる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。
- (~~1819~~) 「~~242~~」の抗GQ1b IgG抗体は、ELISA法により、眼筋麻痺又は小脳性運動失調等のフィッシャー症候群が疑われる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。
- (~~1920~~) 「~~253~~」の抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗AChR抗体) ~~無~~は、重症筋無力症の診断又は診断後の経過観察の目的で行った場合に算定できる。
- (~~2021~~) 「~~264~~」の抗グルタミン酸レセプター受容体自己抗体は、ラスムッセン脳炎、小児の慢性進行性持続性部分てんかん又はオプソクローヌス・ミオクローヌス症候群の診断の補助として行った場合に、1月に1回に限り算定できる。

D015 血漿蛋白免疫学的検査

- (1) 「4」の免疫グロブリンは、IgG、IgA、IgM及びIgDを測定した場合に、それぞれ所定点数を算定する。
- (2) 「6」の血清アミロイドA蛋白(SAA)蛋白を「1」のC反応性蛋白(CRP)定性又は「1」のC反応性蛋白(CRP)と併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- (3) 「8」の補体蛋白(C₃)、~~「8」の補体蛋白(C₄)~~及び「7」のトランスフェリン(Tf)は、SRID法等による。
- (4) 「16」のアレルゲン刺激性遊離ヒスタミン(HRT)は細胞反応測定法により実施され、「11」の特異的IgE半定量・定量と同時にを行った場合であっても、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定し、特異的IgE半定量・定量と併せて1,430点を限度として算定する。
- (5) 「18」の血中APRスコア定性は、α₁-酸性糖蛋白、ハプトグロビン及びCRPの3つを測定した場合に算定する。
- (6) 「18」のアトピー鑑別試験定性は、12種類の吸入性アレルゲン(ヤケヒョウヒダニ、コナヒョウヒダニ、ネコ皮膚、イヌ皮膚、ギョウギシバ、カモガヤ、ブタクサ、ヨモギ、シラカンバ(属)、スギ、カンジダ、アルテルナリア)に対する特異的IgEを測定した場合に算定する。
- (7) 「18」の~~モノ~~TARCは、血清中のヒトTARC量を測定する場合に月1回に限り算定できる。
- (8) 「19」の~~頸管腔分泌液中~~癌胎児性フィブロネクチン定性(頸管腔分泌液)は、破水の診断のために妊娠満22週以上満37週未満の者を対象として測定した場合又は切迫早産の診断のために妊娠満22週以上満33週未満の者を対象として測定した場合のみ算定する。
- (9) 「19」の~~頸管腔分泌液中~~癌胎児性フィブロネクチン定性(頸管腔分泌液)及び区分番号「D007」血液化学検査の~~「3934」~~の腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)定性を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (10) 免疫電気泳動法によってIgA、IgM及びIgGを同時に測定した場合は、1回の検査として「21」の免疫電気泳動法により算定する。
- (11) 免疫グロブリンL鎖κ/λ比
ア 「23」の免疫グロブリンL鎖κ/λ比はネフェロメトリー法により、高免疫グロブリン血症の鑑別のために測定した場合に算定できる。
イ 「23」の免疫グロブリンL鎖κ/λ比と「21」の免疫電気泳動法を同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (12) 「~~2524~~」の結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン-γ産生能は、診察又は画像診断等により結核感染が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。~~ただし、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「7」の結核菌群核酸同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。~~

D016 細胞機能検査

- (1) 「4」の顆粒球スクリーニング検査は、白血球墨粒貪食試験、NBT還元能検査を、「2」の顆粒球機能検査は、化学遊走物質、細菌、光化学反応を用いた検査を、「3」の~~モノクローナル抗体法による~~T細胞サブセット検査は、免疫不全の診断目的に行う検査をいい、いずれも検査方法にかかわらず、一連として算定する。

(2) 「5」の赤血球表面抗原検査~~フローサイトメトリーのTwo-color分析法による赤血球検査~~は、発作性夜間血色素尿症（PHN）の鑑別診断のため、2種類のモノクローナル抗体を用いた場合に算定できる。

(3) 「6」のリンパ球刺激試験（LST）~~幼若化検査~~（一連につき）は、Con-A、PHA又は蕁麻疹の被疑医薬品によるものである。

D017 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査

(1) 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査は、尿、糞便、喀痰、穿刺液、胃液、十二指腸液、胆汁、膿、眼分泌液、鼻腔液、咽喉液、口腔液、その他の滲出物等について細菌、原虫等の検査を行った場合に該当する。

(2) 染色の有無及び方法の如何にかかわらず、また、これら各種の方法を2以上用いた場合であっても、1回として算定する。

D018 細菌培養同定検査

(1) 細菌培養同定検査

ア 細菌培養同定検査は、抗酸菌を除く一般細菌、真菌、原虫等を対象として培養を行い、同定検査を行うことを原則とする。

イ 同定検査を予定して培養したものであれば、菌が陰性の場合であっても「1」から「5」までの項により算定するが、あらかじめ培養により菌の有無のみを検索する場合は、検体の種類にかかわらず、「6」の簡易培養検査により算定する。

ウ 細菌培養同定検査は、検体ごとに「1」から「5」までの所定点数を算定できるが、同一検体を用いて簡易培養検査を併せて行った場合は、「6」の簡易培養検査は算定できない。

エ 症状等から同起因菌によると判断される場合であって、当該起因菌を検索する目的で異なった部位から、又は同一部位の数か所から検体を採取した場合は、主たる部位又は1部位のみの所定点数を算定する。

オ 各検体別の所定点数には、定量培養を行った場合を含む。

(2) 「3」における穿刺液とは、胸水、腹水、髄液及び関節液をいい、「5」の「その他の部位からの検体」とは、「1」から「4」までに掲げる部位に含まれない全ての部位からの検体をいい、例えば、皮下からの検体をいう。

(3) 簡易培養検査

ア 「6」の簡易培養検査は、Dip-Slide法、簡易培地等を用いて簡単な培養を行うものである。

イ ウロトレース、ウリグロックスペーパー等の尿中細菌検査用試験紙による検査は、区分番号「D000」尿中一般物質定性半定量検査に含まれるものであり、別に算定できない。

(4) 嫌気性培養のみを行った場合は、「1」から「6」の所定点数のみ算定し、「注」の加算は算定できない。

D019 細菌薬剤感受性検査

細菌薬剤感受性検査は、結果として菌が検出できず実施できなかった場合においては算定しない。

D019-2 酵母様真菌薬剤感受性検査

酵母様真菌薬剤感受性検査は、深在性真菌症（カンジダ、クリプトコックスに限る。）であり、原因菌が分離できた患者に対して行った場合に限り算定する。

D 0 2 0 抗酸菌分離培養検査

- (1) 抗酸菌分離培養検査は、検体の採取部位が異なる場合であっても、同時に又は一連として検体を採取した場合は、1回のみ所定点数を算定する。
- (2) 「1」の抗酸菌分離培養検査 (液体培地法) ~~≠~~は、液体培地を用いて培養を行い、酸素感受性蛍光センサー、二酸化炭素センサー又は酸化還元呈色色素を用いて検出を行った場合に算定する。
- (3) 「2」の抗酸菌分離培養検査 (それ以外のもの) ~~≠~~は、(2)に掲げるもの以外について算定する。
- (4) 抗酸菌分離培養検査は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。

D 0 2 1 抗酸菌同定検査

抗酸菌同定検査は、検査方法、培地数にかかわらず、1回のみ所定点数を算定する。

D 0 2 2 抗酸菌薬剤感受性検査

- (1) 抗酸菌薬剤感受性検査は、直接法、間接法等の方法及び培地数にかかわらず、感受性検査を行った薬剤が4種類以上の場合に限り算定する。
- (2) 混合薬剤耐性検査においても、使われた薬剤が4種類以上の場合に限り算定する。

D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査

(1) クラミジア・トラコマチス核酸 検出同定検査

ア 「2」のクラミジアトラコマチス核酸 同定検出検査と区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「~~23~~20」のクラミジア・トラコマチス抗原 定性を併用した場合は、主なもののみ算定する。

イ クラミジア・トラコマチス核酸 検出同定検査は、PCR法、LCR法、核酸ハイブリダイゼーション法、ハイブリッドキャプチャー法又はSDA法により、~~る。クラミジア・トラコマチス核酸同定検査は、~~泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。

(2) 淋菌核酸 検出同定検査

ア 「2」の淋菌核酸 検出同定検査、区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「~~24~~ ~~≠~~」の淋菌抗原 定性同定検査又は区分番号「D 0 1 8」細菌培養同定検査を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。

イ 淋菌核酸 検出同定検査は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はSDA法による。淋菌核酸 検出同定検査は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、SDA法においては咽頭からの検体も算定できる。

(3) 「3」のHBV核酸定量検査は、分岐DNAプローブ法、TMA法又はPCR法による。

(4) 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸 検出増幅同定検査

ア 「4」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸 検出増幅同定検査は、クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコ

チスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。

ただし、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「~~2421~~」の淋菌抗原~~定性~~同定検査、同区分「~~2320~~」のクラミジア・トラコマチス抗原~~定性~~、本区分「2」の淋菌核酸~~検出~~同定検査又はクラミジア・トラコマチス核酸~~検出~~同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

イ 「4」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸~~検出~~増幅同定検査は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はSDA法による。淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸~~検出~~増幅同定検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み、女子尿は含まない。なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はSDA法においては咽頭からの検体も算定できる。

~~(5)~~ レジオネラ核酸同定検査

~~レジオネラ核酸同定検査は、「4」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸増幅同定検査に準じて算定する。~~

~~(6)~~ マイコプラズマ核酸同定検査

~~マイコプラズマ核酸同定検査は、「4」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸増幅同定検査に準じて算定する。~~

(~~5~~) HCV核酸~~検出~~同定検査

ア 「~~5~~」のHCV核酸~~検出~~同定検査はPCR法又はTMA法により、C型肝炎の治療方法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。

イ 治療方法の選択の場合においては、抗体陽性であり、かつ、「~~8~~」のHCV核酸定量検査で検出限界を下回る者について実施した場合に算定できるものとし、治療経過の観察の場合においては、本検査と「~~8~~」のHCV核酸定量検査を併せて実施した場合には、いずれか一方に限り算定する。

(~~6~~) 「~~5~~」のHPV核酸~~検出~~同定検査は、予め行われた細胞診の結果、ベセスダ分類上ASC-US（意義不明異型扁平上皮）と判定された患者に対して行った場合に限り算定できる。細胞診と同時に実施した場合は算定できない。――

(7) 「6」のインフルエンザ核酸検出は、インフルエンザの感染が疑われる重症患者のみに算定し、その場合には、当該検査が必要な理由について摘要欄に記載すること。

(~~8~~) HPVジェノタイプ判定

~~ア HPVジェノタイプ判定は、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」の悪性腫瘍遺伝子検査に準じて算定する。~~

ア 「11」のHPVジェノタイプ判定は、あらかじめ行われた組織診断の結果、CIN1又はCIN2と判定された患者に対し、治療方針の決定を目的として、ハイリスク型HPVのそれぞれの有無を確認した場合に算定する。

イ 当該検査は、~~区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「5-6」~~のHPV

核酸~~検出~~~~同定~~検査の施設基準を届け出ている保険医療機関のみ算定できる。

~~ウ~~ 当該検査を算定するに当たっては、あらかじめ行われた組織診断の結果及び組織診断の実施日、及び当該検査によって選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

~~エオ~~ 同一の患者について、当該検査を2回目以降行う場合は、当該検査の前回実施日、及び前回選択した治療（その後通常の検診となった場合はその旨）を上記に併せて記載する。

(~~9~~~~10~~) 抗酸菌~~群~~核酸同定~~検査~~

ア 「~~6~~~~7~~」の抗酸菌~~群~~核酸同定~~検査~~は、マイクロプレート・ハイブリダイゼーション法によるものをいう。

イ 「~~6~~~~7~~」の抗酸菌~~群~~核酸同定~~検査~~は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。

(~~10~~~~11~~) 「~~6~~~~7~~」の結核菌~~群~~核酸~~検出~~~~同定~~検査は、核酸増幅と液相ハイブリダイゼーション法による検出、L C R法による核酸増幅とE I A法による検出を組み合わせた方法又はL A M P法による。

なお、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。

(~~11~~~~12~~) マイコバクテリウム・アビウム~~及び~~イントラセルラー (M A C) 核酸~~検出~~~~同定~~検査

ア 「~~7~~~~8~~」のマイコバクテリウム・アビウム~~及び~~イントラセルラー核酸~~同定~~検査は、他の検査により結核菌が陰性であることが確認された場合のみに算定できる。

イ 区分番号「D 0 2 1」抗酸菌同定検査が併せて実施された場合にあっては、主なもののみ算定する。

(~~12~~~~13~~) H C V核酸定量~~検査~~

ア 「~~8~~~~9~~」のH C V核酸定量~~検査~~は、分岐D N Aプローブ法又はP C R法により、急性C型肝炎の診断、C型肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。

イ 治療経過の観察の場合において、「~~8~~~~9~~」のH C V核酸定量~~検査~~及び「~~5~~~~6~~」のH C V核酸~~検出~~~~同定~~検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(~~13~~~~14~~) ~~血清中の~~H B V核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異~~検出~~~~遺伝子~~同定~~検査~~

ア 「~~8~~~~9~~」~~の血清中の~~H B V核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異~~検出~~~~遺伝子~~同定~~検査~~は、下記「イ」又は「ウ」に掲げる患者に対し、P C R法により測定した場合に限り算定できる。

イ B型急性肝炎患者に対しては、劇症肝炎が疑われる場合に限り、患者1人につき1回算定できる。

ウ B型慢性肝炎患者に対しては、経過観察中にA L T異常値などにより肝炎増悪が疑われ、かつ、抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の投与対象患者の選択のために行われた場合に限り算定できる。なお、本検査実施以降は、区分番号「D 0 1 3」肝炎ウイルス関連検査のうちB型肝炎に関する検査（ただし、抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の治療効果判定に用いる検査を除く。）は、算定できない。

(14~~15~~) 「8~~9~~」のブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子~~検出同定検査~~は、E D - P C R法又はP C R法により、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、M R S A感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

(15~~16~~) S A R Sコロナウイルス核酸~~検出増幅同定検査~~

ア 「8~~9~~」のS A R Sコロナウイルス核酸~~検出増幅同定検査~~は、L A M P法により測定した場合に限り算定できる。

イ 「8~~9~~」のS A R Sコロナウイルス核酸~~検出増幅同定検査~~は、糞便又は鼻腔咽頭拭い液からの検体により行うものである。

ウ 本検査は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号）による臨床的特徴、届出基準によりS A R S感染症の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に、診断の確定までの間に1回を限度として算定する。ただし、発症後10日以内に他疾患であるとの診断がつかない場合は、さらに1回に限り算定できる。

(16~~17~~) H I V - I 核酸定量~~検査~~

ア 「9~~10~~」のH I V - I 核酸定量~~検査~~はP C R法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、H I V感染者の経過観察に用いた場合又は区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「17~~5~~」のH I V - 1抗体~~価~~又は「18~~6~~」のH I V - 1, 2抗体~~定性、半定量、又は定量又はH I V - 1、2抗原・抗体同時測定定性又は定量~~~~価~~が陽性の場合の確認診断に用いた場合にのみ算定する。

イ H I V - I 核酸定量~~検査~~と区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「33~~28~~」のH I V - 1抗体価（ウエスタンブロット法）を併せて実施した場合は、それぞれを算定することができる。

(17~~18~~) 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子~~検出同定検査~~

ア 「10~~11~~」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子~~検出同定検査~~は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。

イ 「10~~11~~」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子~~検出同定検査~~は、「7」の結核菌群核酸~~検出同定検査~~を併用した場合は、主たるもののみ算定する。

(18~~19~~) 「12」のH I V - ジェノタイプ薬剤耐性~~検査~~は、抗H I V治療の選択及び再選択の目的で行った場合に、3月に1回を限度として算定できる。

D 0 2 3 - 2 その他の微生物学的検査

(1) 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (P B P 2') ~~定性~~

ア 「1」の黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (P B P 2') ~~定性~~は、L A法により実施した場合に算定する。

イ 「1」の黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (P B P 2') ~~定性~~は、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、M R S A感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

ウ 「1」の黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (P B P 2') ~~定性~~と区分番号「D 0 2 3」微生物核酸同定・定量検査の「8~~9~~」のブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子~~検出同定~~